

第2 選定した特定の事件の概要

1 札幌市教育委員会の概要

(1) 教育委員会(制度)について

ア 地方公共団体の教育行政

地方公共団体が行う教育行政は、幼稚園から大学までの公立学校の設置・管理、高等学校以下の私立学校の設置認可・助成、教員免許状の授与・管理、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設の設置・管理、各種教育事業の実施、各種教育関係団体の支援、家庭教育の支援、就学援助や奨学金事業の実施など極めて幅広い。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）は、地方公共団体が行うこの教育行政の基本体制を定める（1条）。

地教行法は、都道府県と市町村と教育委員会の基本的な役割分担を定める。とりわけ教育委員会については、高等学校以下の公立学校の管理業務をはじめとする必要的執行機関¹として具体的な諸規定が設けられている。

イ 教育委員会制度の意義（必要性）

教育委員会制度の意義（必要性）は、次の3点にあるとされる。第1には、政治的中立性を確保する必要性である。個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容が中立公正であることは極めて重要である。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要であるとされる。第2には、継続性・安定性を確保する必要性である。教育は子どもの健全な成長発達のため学習期間を通じて一貫した方針のもと、安定的に行われることが必要である。また教育は結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要であるとされる。第3に、地域住民の意向反映の必要性である。教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われる必要があるとされる（いわゆるレイマンコントロール（Layman control）²の仕組みが盛り込まれている）。

¹ 教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の施策を担当している。都道府県教育委員会は47、市区町村教育委員会は1,737、一部事務組合委員会等は82となっている（平成25年5月現在）。

² Layman control：行政などを部分的に一般市民へ委ねることをいう。全て政治家や行政官に委ねてしまうのではなく、住民にも意思決定におよび指揮を担わせ、一般市民の意向やニーズを反映させることをいう。政治的中立、専門家への一任によって生じ得る偏向の防止等が期待

ウ 教育委員会制度の特性と制度設計上の仕組み

教育委員会の前記の意義（必要性）に照らし、次のとおりの特性を持つものとして制度設計され、運営されている。

- (ア) 首長からの相対的な独立性である。教育行政については、行政委員会の一つとして独立した機関である教育委員会が単独で事務を執行する権限を有することにより、中立的・専門的な行政運営が担保される。
- (イ) 合議制の採用である。独任制ではなく、多様な属性を持った複数の教育委員による合議によって様々な意見や立場を集約して意思決定を行う。これにより、一個人の価値判断により左右されることを防止する。
- (ウ) 教育委員の身分保障がある。任期中は一定の事由がある場合を除いては失職・罷免されない。これにより教育行政の安定を確保する趣旨である。
- (エ) 教育委員の交代時期は重ならない。原則として毎年1人ずつが交代する（途中辞職の場合は前任者の残任期間が任期となる）。教育委員の交代により急激に教育行政の方針が変更されることを回避し、また、首長・議員の任期が4年であることから、教育委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性がおびやかされることを防ぐ趣旨である。
- (オ) 同一政党所属の教育委員を半数未満に制限し、また教育委員の政治活動を制限している。これは、教育委員会又は教育委員の政治的中立性を確保する趣旨である。

エ 平成26年改正に係る地教行法と新たな教育委員会制度

- (ア) 上記の特性を持つ教育委員会制度は、地方教育行政において長らく大きな役割を果たしてきたが、他方では、権限・責任の所在の不明確さ、閉鎖的体質、危機管理能力の低さ等の問題を指摘する意見があり、また、いじめ・体罰に起因する自殺事件を契機として更に教育委員会（制度）に対する批判が高まり、平成26年6月改正地教行法が成立した（平成27年4月1日施行）。

できる。大局的・基本的な方針を一般市民により決定し、具体的な事務・運営は専門の者に委ねることになる。

(イ) 改正地教行法の概要は、次のとおりである。

a 教育行政の責任体制の明確化

教育委員長と教育長を一本化し、教育委員会の新たな責任者としての教育長を設置する（地教行法 13 条）。教育長は、首長が議会の同意を得て直接任命・罷免する（同 4 条、7 条）。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（同 13 条）。教育長の任期は 3 年とする（同 5 条）。教育委員から教育長に対する教育委員会会議の招集請求を認める（同 14 条）。教育長の教育委員会に対する受任事務の報告義務を定める（同 25 条）。

b 総合教育会議の設置と大綱の策定

首長は総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長・教育委員会により構成される（同 1 条の 4）。首長は教育の振興に関する施策の大綱を策定する（同 1 条の 3）。総合教育会議では大綱策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置につき協議・調整を行う（同 1 条の 4）。

c 国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に対し指示ができることを明確化（同 50 条）。

オ 教育委員会の事務・職務権限

教育委員会は、地方公共団体が処理する教育に関する事務で、以下に掲げるものを管理し、及び執行するものとされる（地教行法 21 条）。

- (1) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（1 号）。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること（2 号）。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（3 号）。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること（4 号）。

- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（5号）。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること（6号）。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること（7号）。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること（8号）。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること（9号）。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること（10号）。
- (11) 学校給食に関すること（11号）。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること（12号）。
- (13) スポーツに関すること（13号）。
- (14) 文化財の保護に関すること（14号）。
- (15) ユネスコ活動に関すること（15号）。
- (16) 教育に関する法人に関すること（16号）。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること（17号）。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること（18号）。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること（19号）。

(2) 札幌市教育委員会・事務局の機構・事務分掌

ア 札幌市教育委員会

平成28年度札幌市教育委員会は、教育長長岡豊彦（平成27年5月25日就任）、委員・教育長職務代理者山中善夫（弁護士、平成16年10月11日委員就任）、委員池田光司（会社社長、平成21年11月1日就任）、委員池田官司（医師、平成24年10月11日就任）、委員阿部夕子（保護者、平成24年10月11日就任）、委員佐藤淳（大学教授、平成28年4月1日）により構成されていた。

イ 札幌市教育委員会事務局

(ア) 札幌市教育委員会事務局は、教育長・教育次長のもと、以下の機構と事務分掌により運営がなされている（平成28年度現在。本監査対象ではない市立幼稚園、生涯学習、中央図書館に関する機構・事務分掌は省略している）。

(イ) なお、平成 29 年度は、いわゆる第 4 次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号））に基づき、平成 29 年 4 月 1 日北海道から札幌市へ県（道）費負担職員³の給与負担等の権限が移譲されたことに伴い⁴、これに関する調査研究、制度整備等を担当していた部課係は廃止された一方、教員に係る勤務条件その他の労使交渉に関する事務が新たに生ずることから、総務課調整担当係長を学校教育部へ移管して名称を教職員課労務係長に改め、また同部に移管後の円滑な事務執行に対応するため調整担当部長を新設し、さらに教職員担当部を再編し、調査係（学校に勤務する職員の定数管理）、調査担当係長（学校事務職員の在り方の検討等を所管）、学校運営支援担当係長（学校事務の共同実施組織の運営を所管）、労務担当課長（学校職員の勤務条件等に係る労使交渉や給与支給事務等を所管）を各新設している。

生涯学習部			
生涯学習部長	総務課	庶務係	教育委員会の会議 / 事務局等職員の人事、服務及び研修 / 公印の管理 / 文書の收受発送及び管理 / 事務局等の内部監査 / 教育委員会庁舎の管理 / 公用車の運転管理 / 教育委員会委員、教育長及び教育次長の秘書 / 寄附受理の総括 / 環境マネジメントシステム及び省エネ法に関すること。 / 広報・広聴及び資料収集 / 教育委員会に関わる法規体系の整備 / 重要文書の審査及び法制上の相談・調整 / 情報公開に係る総括・調整 / 名義後援 / 局所管事務の運営管理に係る総括調整 / 教育委員会の労働安全衛生 / 高専の証明書等に関すること。 / 総合教育会議 / 事務局内部他部課係の主管に属しないこと。

³ 県費負担教職員（地教行法 37 条）とは、給与負担法 1 条において、まず市（特別区を含む）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、事務職員等を指す。第 2 には、同法 2 条において市（指定都市を除く）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）で定時制課程を置くものの校長、定時制課程に関する校務を司る副校長、定時制課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭、教諭、助教諭等も県費負担教職員とされる。地教行法 37 条は、都道府県教育委員会が都道府県単位で教職員を異動させることにより適正配置や人事交流を実施するとともに市町村間の財政力格差が人材確保に影響し結果的に地域間で教育水準に格差が生じることを防止することを立法趣旨とする。

⁴ 地教行法 58 条は、指定都市に関する特例として、「給与の決定」を政令指定都市の教育委員会の権限とし、政令指定都市による「給与の決定」と都道府県による「給与の負担」という「ねじれ」の解消が課題となっていた。そこで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 5 条において、給与負担法 1 条の対象から政令指定都市が除外され、県費負担職員から除かれることとなった。

総務課教育政策担当課長	財務係	委員会内の予算及び決算等の総合調整 / 部内の経理	
	財務担当係長	委員会内の予算及び決算等の総合調整（生涯学習部長が指定する事項） / 教材購入等の契約 / 会計検査院及び定期監査・内部監査に係る総括調整	
	学校経理係	学校配分予算に関する経理 / 学校運営管理費の配分及び決算調整事務	
	—	教育政策担当係長、調整担当係長、学校 ICT 推進担当係長及び情報化推進担当係長の分担事務の総括	
	教育政策担当係長(2)	教育委員会の重要政策の企画、調整、調査研究 / 教育振興基本計画に関すること。 / 教育委員会事務の点検・評価等に関すること。 / まちづくり戦略ビジョン、中期実施計画、行政評価等に係る教育委員会内の総合調整 / 不登校対策・札幌の「学び」の総合企画に関すること。	
	調整担当係長	職員団体及び労働組合との連絡 / 学校職員の勤務条件等の調査研究及び改善 / 非交渉団体との連絡調整 / 北海道都市教育委員会連絡協議会、北海道都市教育長会及び指定都市教育委員・教育長協議会に関すること。 / その他特命事項	
	学校 ICT 推進担当係長	教育の情報化の推進に関すること。 / 学校の情報機器の整備に関すること。 / 学校のネットワーク運用管理に関すること。 / 校務支援システムの総合調整	
	情報化推進担当係長(2)	教育の情報化の推進に関すること。 / 学校の情報機器の整備に関すること。 / 校務支援システムに関すること。	
生涯学習推進課	生涯学習係	(略)	
	推進担当係長	(略)	
	社会教育担当係長	(略)	
	野外教育担当係長	(略)	
生涯学習部学校施設担当部長	—	—	学校施設課及び保健給食課の所管事務に関すること。

		学校規模適正化担当係長(2)	市立小・中学校の学校規模適正化の推進 / 関係団体との調整
保健給食課	保健給食課	保健係	児童、生徒及び幼児の各種健康診断その他感染症予防及び健康管理・指導 / 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任免と報酬の支給 / 学校保健関係団体に関すること。
		保健指導担当係長	学校保健に関する専門的事項、技術的事項の指導・調査・研究等
		給食係	学校給食費に係る予算決算 / 学校給食の施設設備の整備 / 給食環境の改善に係る企画及び立案 / 学校給食用備品、消耗品の配分及び管理 / 親子給食実施に伴う運送契約 / 学校給食調理場安全衛生委員会の庶務 / 学校給食運営委員会の庶務 / 学校給食関係団体（栄養士関係団体を除く。）との連絡調整 / 課の庶務
		給食制度担当係長	学校給食制度の改善に係る企画及び立案 / 学校給食運営体制に係る調査、研究及び改善 / 直営調理体制の見直しに係る調査、研究及び連絡調整 / 学校給食調理等業務の委託契約及び委託業者との連絡調整 / 栄養教諭制度の企画、立案及び連絡調整 / その他特命事項
保健給食課栄養指導担当課長	保健給食課栄養指導担当課長	—	学校給食の栄養管理、調理及び衛生管理に関する総括 / 学校における食育に関する総括
		栄養指導担当係長(2)	学校給食の栄養管理に関すること。 / 学校給食の調理に関すること。 / 学校給食の衛生管理に関すること。 / 学校給食用物資に関すること。 / 学校における食育に関すること。 / 学校栄養職員・栄養教諭及び給食調理員の研修及び会議に関すること。 / 学校給食における食物アレルギー対応に関すること。 / 栄養士関係団体との連絡に関すること。 / 短期代替栄養士の派遣に関すること。 / 小規模周辺地巡回校の巡回指導に関すること。
学校教育部			
学校教育部長	教育推進課	教育推進係	部内経理 / 部内入札・契約事務 / 名義後援 / 部内他課係等の主管に属しないこと。

学事係	<p>就学援助費の支給及び札幌市就学援助審議会の庶務 / 給食費扶助の支給 / 学校保健安全法による学校病治療に係る医療費援助 / 特別支援教育就学奨励費の支給 / 児童生徒及び幼児の安全及び事故並びに災害見舞金の支給 / 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済の契約及び給付 / 教科用図書の採択及び給付並びに札幌市教科用図書選定審議会の庶務 / 札幌市奨学生募集、選定及び奨学金の支給並びに札幌市奨学審議委員会の庶務 / 教育実習生の受入 / 市立幼稚園児の募集及び市立高等学校の入学者選抜 / 市立幼稚園の使用料並びに市立高等学校の入学手数料、入学料及び授業料 / 市立高等学校定時制教育振興奨励事業 / 市立幼稚園及び市立高等学校の学則等の制定 / 児童生徒通学費助成</p>
高等学校プロジェクト担当係長	<p>市立高等学校の教育内容等在り方の検討に関する事。 / 市立高等学校における適正配置に関する事。 / 課題探究的な学習モデル研究事業に関する事（予算・調整）。 / 中等教育学校の入学者決定方法に係る基本方針に関する事。 / 中等教育学校の入学者選考事務の実施に伴う調整に関する事。</p>
学びの支援係	<p>児童生徒等の就学、入学、転学、退学、出席停止並びに就学義務の猶予及び免除に関する事務 / 学校指定の変更に係る事務 / 指定変更取扱基準の改定に関する事。 / 公立中学校夜間学級の調査 / 学齢簿編製及び維持管理 / 小規模特認校に関する事。 / 学校基本調査等の各種統計調査 / 特別支援教育の推進に係る施策の企画・立案 / 札幌市特別支援教育振興審議会の庶務 / 障がいのある児童・生徒の就学指導に関する事務 / 市立特別支援学校の学則等の制定（学事係の所管に係るものを除く。） / 特別支援学級等及び通級指導教室の配置計画 / 特別支援学級の学級編制 / 特別支援学級の開設に伴う学校施設の改修</p>

教育推進課教育課程担当課長	特別支援教育推進担当係長	特別支援教育に関する学校への指導及び助言 / 特別支援教育基本計画に係る施策の推進 / 障がいのある児童・生徒の就学指導 / 市立特別支援学校のあり方の検討
	高等支援学校担当係長(3)	市立札幌みなみの杜高等支援学校の開校準備に関すること。
	—	幼稚園教育、義務教育、高等学校教育等に係る教育課程担当の総括
	企画担当係長<指導主事>(4)	札幌らしい特色ある学校教育の推進 / 学生ボランティア事業、大学連携 / 情報教育 / 国際理解教育 / 進路探究学習 / 消費者教育
	義務教育担当係長<指導主事>(7)	学ぶ力の育成に関する企画・推進 / 健やかな身体の育成に関する企画・推進 / 学校訪問 / 小中学校の教育課程・年間指導計画に関すること。 / 学校評価、学校評議員、家庭や地域とともに進める学校づくり / 小中学校教育課程研究協議会 / 学校行事、旅行宿泊的行事 / 進路指導に関すること。 / 研究開発事業に関すること。 / 民族・人権教育 / 平和に関する教育 / 男女平等教育
	高等学校担当係長<指導主事>(2)	高等学校の教育課程・年間指導計画に関すること。 / 産業教育 / 定時制教育 / 学校行事、見学旅行、宿泊研修、校外学習 / 高等学校進路探究学習 / 進路指導主事会 / 高等学校入学者選抜、転編入学に関すること。 / スーパーサイエンスハイスクール等に関すること。
	中等教育学校担当係長<指導主事>(1)	中等教育学校の教育内容・学校運営等に対する指導調整に関すること。 / 中等教育学校の入学者選考の実施に関すること。 / 移行期の編入生に関すること。 / 課題探究的な学習モデル研究事業に関すること（教育内容）。 / スーパーグローバルハイスクールに係る調査研究に関すること。

<p>学校教育部 児童生徒担当 部長</p>	<p>教育推進課 研修担当課長</p>	<p>特別支援教育担当 係長<指導主事>(2)</p>	<p>特別支援学校・学級の教育課程、年間指導計画に関すること。/ 学校行事、校外学習、宿泊研修 / 校内学びの支援委員会を中心とした指導支援 / 個別の教育支援計画、個別の指導計画に関すること。/ 特別支援学校のセンター的機能に関すること。/ 通常の学級における特別支援教育に関すること。/ 医療的ケアに関すること。/ 特別支援教育巡回相談員による学校支援 / インクルーシブ教育システムの構築に向けたモデル事業に関すること。</p>
		—	<p>研修担当の総括</p>
		<p>研修担当係長<指導 主事>(7)</p>	<p>児童生徒の実態に関する調査研究 / 札幌市教育研究推進事業の推進 / 教職経験に応じた研修に係る企画運営 / 専門研修・職能に応じた研修に係る企画運営 / 長期社会体験研修・指導改善研修等に係る企画運営 / 教育関係図書等の収集及び情報提供 / 北方自然教育園の運営 / 日本語教室の運営 / 外国語指導助手(ALT)の配置 / 先生サポートの運営</p>
	—	—	<p>児童生徒担当の総括</p>
	<p>教育推進課児童 生徒担当課長</p>	—	<p>生徒指導に係る児童生徒担当の総括</p>
	<p>児童生徒担当係長< 指導主事>(3)</p>	<p>豊かな心の育成に関すること(道徳教育等)。/ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関すること。/ 生徒指導研究協議会の企画運営 / 学校安全、防災教育に関すること。/ いじめへの対応 / 部活動に関すること。/ 子どもの権利に関すること。</p>	
	<p>学校相談支援担当 係長<指導主事>(3)</p>	<p>問題行動・事故発生時における対応 / 生徒指導に係る調査 / 児童虐待に係る学校支援及び関係部局・機関等との連携 / 長期間会えない児童生徒の把握と対応 / 不審者への対応</p>	

学校教育部教職員担当部長	教育推進課教育相談担当課長	主査(学校相談支援)	特別支援教育に係る臨床心理の研究調査 / 特別支援教育巡回相談員配置事業に係る相談員指導 / 長期欠席児童生徒など学校支援相談 / 特別支援教育に係る教職員研修の企画実施 / こころのセンター等関係機関との情報交換及び連絡調整	
		—	教育相談担当の総括	
		教育相談担当係長<指導主事>(2)	不登校等一般教育相談 / 不登校への取組年間計画の集約 / 児童生徒理解関係講座、講演会の企画に係る業務 / 札幌市教育支援センター及び相談指導教室の管理運営 / 不登校児童生徒個人票の集約 / 相談支援パートナー事業の運営 / 不登校対策連絡会議等の業務 / 不登校支援等に係る調査・研究・広報 / 子ども未来局との連携	
		特別支援教育相談担当係長<指導主事>(3)	児童生徒の特別支援教育相談 / 特別支援教育相談に係る広報・支援 / 特別支援教育相談に係る教職員の研修・講演会等に関する業務 / 学びの支援委員会に係る教育相談 / 作業学習実技研修センターの管理運営	
	教育推進課幼児教育センター担当課長	—	(略)	
		幼児教育企画・研修担当係長<指導主事>(3)	(略)	
		幼児教育相談担当係長<指導主事>(3)	(略)	
		—	—	教職員課及び教職員人事担当課の分担事務の総括
	教職員課	教職員係	学校職員の服務 / 学校職員の分限 / 学校職員の表彰 / 学校職員の叙勲	
		服務担当係長	学校職員の懲戒 / 学校職員の不利益処分に係る争訟事務	

	教職員課教職員 人事担当課長	厚生担当係長	学校職員の福利厚生の調査研究 / 学校職員の公務災害、休務、休職 / 学校職員の労働安全衛生 / 教職員の健康診断その他健康管理 / 学校職員の被服貸与 / 札幌市立学校職員健康審査会及び札幌市教職員相談室の庶務 / 学校職員（校長及び教員を除く。）の研修
		給与係	学校職員の給与 / 教職員の旅費
		給与管理担当係長	県費負担教職員制度の政令市移管等に係る人事・給与システムの整備 / 県費負担教職員制度の政令市移管等に係る諸制度の調査研究及び整備（事務処理方法の整備等）
		主査(調整)	県費負担教職員制度の政令市移管等に係る人事・給与システムの整備 / 県費負担教職員制度の政令市移管等に係る諸制度の調査研究及び整備（事務処理方法の整備等）
		—	学校職員の任免 / 学校職員の定数管理
		人事係	学校職員の任免（人事担当係長の所管に係るものを除く。） / 学校職員の定数管理 / 新採用教員及び現職教員の採用選考検査の実施 / 教育職員免許状授与申請
		人事担当係長(2)	教諭及び養護教諭の任免
		人事制度担当係長	県費負担教職員制度の政令市移管等に係る諸制度の調査研究及び整備（学級編制基準、教職員配置等）
学校教育制度担当部長	—	—	教育制度担当及び給与制度担当の総括
	教職員課教育 制度担当課長	—	県費負担教職員制度の政令市移管等に係る諸制度の調査研究及び整備の総括
		教育制度担当係長(2)	県費負担教職員制度の政令市移管等に係る諸制度の調査研究及び整備（連絡調整、勤務条件等）
		給与制度担当係長	県費負担教職員制度の政令市移管等に係る諸制度の調査研究及び整備（給与、旅費、国庫負担金、職員費等）
中央図書館			(略)

ウ 組織数（平成 28 年 4 月現在）は、下表のとおりである。

機構					機構外					合計
局長等	部長等	課長等	係長等	小計	担当局長等	担当部長等	担当課長等	担当係長等	小計	
0	3	8	28	39	1	4	13	91	109	148

(3) 札幌市の学校教育

ア 札幌市教育振興基本計画の概要

(ア) 札幌市は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教基法 17 条 2 項）である札幌市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成 26 年 4 月から施行している。

基本計画は、市民一人一人が生涯にわたって学び続け、時代の変化に対応できるように、各発達段階の「縦」の接続をより円滑にし、学校、地域、企業等の「横」の連携を強化することがこれまで以上に重要であるとの認識のもと、幼児期から生涯を通じて一貫した教育理念を掲げ、社会全体でその実現に向けた機運を醸成する必要があることから、今後の札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として策定された。

基本計画の対象範囲は、札幌市教育委員会が所管する市立の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の学校教育及び幼児から高齢者までの生涯学習全般とされている。

(イ) 基本計画は、平成 26 年度からの 10 年間を見据えた基本理念を示す「札幌市教育ビジョン」（計画期間：平成 26～35 年度。以下「教育ビジョン」と、5 年間で取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン(前期・後期）」（計画期間：（前期）平成 26～30 年度、（後期）平成 31～35 年度）により構成されている（なお、札幌市教育アクションプラン（後期）は平成 31～35 年度の計画として、30 年度に策定する予定となっている）。



(ウ) 基本計画は、多様な事業・取組を含むことから、札幌市の関係部局と組織横断的な取組を展開している。

また、基本計画を着実に推進するため、PDCA サイクルの考え方にに基づき、毎年度評価・検証を実施している。この進行管理に当たっては、「教育委員会事務の点検・評価」を活用し、その報告書が公表されている（地教行法 26 条）。

イ 札幌市教育ビジョンの概要

教育ビジョンにおいては、札幌市が目指す人間像を「自立した札幌人」、すなわち「未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人」「心豊かで 自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人」「ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人」と掲げ、この人間像を実現するため、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」「多様な学びを支える環境の充実」「市民ぐるみで支え合う仕組みづくり」の 3 つの基本的方向性から教育施策を展開することとしている。

ウ 札幌市教育アクションプラン（前期）の概要

札幌市教育アクションプラン（前期）は、前記の 3 つの「基本的方向性」ごとに基本施策を立て、更に、具体的な施策を設定している。基本施策の数は 14、各基本施策に基づき設定された施策の数は 37 となっている⁵。

(4) 平成 28 年度の主要な事業

平成 28 年度の札幌市教育委員会所管の主要な事業（中央図書館関係を除く。）は、下表のとおりである。◎は新規事業、○は過年度からレベルアップした事業を示している。

（単位：千円）

	生涯学習部	事業内容	決算額
○	学校規模適正化推進事業費	小規模化が進む学校の規模適正化の検討	11,939
○	教育の情報化推進事業費	校務用 PC の更新、授業用タブレット PC などの機器や教材の整備等	1,851,811
	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費	スクールガードリーダーによる学校の巡回指導等	10,521

⁵ https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keikaku/documents/keikaku_4syou.pdf

	読書チャレンジ・図書資源ネットワーク事業費	各小中学校への市立図書館蔵書貸出し等	609
	さっぽろ学校給食 フードリサイクル事業(学校給食費)	学校給食の調理くずや残食の堆肥化及び堆肥で育てた野菜の学校給食への提供並びに教材園等での栽培活動を通じた食育・環境教育の充実化	1,128
	家庭教育事業費	家庭教育学級の開設、親育ち応援団講座等の実施	7,134
	知的障がい者のための教室事業費	知的障がい者のための成人学級事業、特別支援学校・地域連携事業等の実施	996
	野外教育事業費	林間学校等の実施	6,383
○	地域活動推進事業費	学校図書館地域開放事業 115 校、サッポロサタデースクール 24 校	77,652
◎	第3次札幌市生涯学習推進構想策定費	第2次構想の計画終期を迎えるに当たり、新たな生涯学習推進の指針として策定	1,282
	学校新築費	石山地区新設小学校の実施設計等	14,679
	学校増築費	桑園小学校、あいの里西小学校実施設計等、札幌北小学校改修工事	88,298
	学校改築費	二条小学校 校舎4階建て 延べ7,667m ² (普通18教室、特別8教室、特別支援2教室) 屋内プール、月寒東小学校 校舎3階建て 延べ7,204m ² (普通16教室、特別9教室、特別支援3教室)、本通小学校 校舎3階建て 延べ3,125m ² (普通7教室、特別4教室、特別支援5教室)、中の島小学校 校舎3階建て 延べ7,853m ² (普通20教室、特別10教室、特別支援2教室) 屋内運動場1,213m ² 、中央中学校 校舎5階建て 延べ7,754m ² (普通14教室、特別15教室、特別支援2教室) 屋内運動場1,341m ² 格技場 229m ² 、篠路小学校 校舎解体、グラウンド造成等、中央小学校、栄西小学校、澄川小学校 実施設計等	6,354,217

	学校基本設計費	東白石小学校、羊丘小学校、発寒西小学校	61,302
	格技場整備費	丘珠中学校、中の島中学校 新築等 藻岩中学校 実施設計	302,284
	仮称)南部高等支援学校整備費	市立札幌みなみの杜高等支援学校 校舎3階建て 延べ7,773m ² (普通21教室、特別26教室) 屋内運動場1,466m ²	3,082,357
◎	学校給食施設整備費	新発寒小学校 実施設計	9,435
	特別支援学級整備費	小学校15校 中学校12校	18,037
	大規模改造費	小学校2校 中学校1校	267,875
○	施設改修等整備費	幼稚園 延べ7園 小学校 延べ252校 中学校 延べ105校 高等学校 延べ15校 特別支援学校 延べ6校 緊急修繕等	6,190,318
	災害対策環境整備費	屋内運動場等の窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付及び受水槽の耐震化	200,200
◎	リニューアル改修費	小学校1校 実施設計 中学校4校 実施設計	87,386

	学校教育部	事業内容	決算額
	義務教育児童生徒遠距離通学助成金	遠距離通学を行う児童生徒へ通学定期代を助成	47,219
	初任者研修関係費	初任者研修により授業を行えない教職員の代替要員を配置、校内で初任者研修を行う非常勤講師を配置	36,923
○	高校改革支援事業費	進路探究学習の推進、市立高校合同説明会の実施、大通高校の外部人材活用等	10,977
○	学校教育指導費	学校支援体制の充実等	19,771
◎	小学校における英語専門教師配置事業費(学校教育指導費)	全ての小学校で専門性を活かした英語指導を行うことを目指し、担任外の教員の活用等により段階的に英語専門教師を配置	上記19,771の内数
○	外国語指導助手関係費	外国語指導助手の配置	383,161

○	不登校対策事業費	市内 6 か所の適応指導教室において学校復帰に向けた児童生徒への支援を実施	84,041
○	特別支援教育費	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の推進	36,309
◎	市立特別支援学校の教育内容等の拡充(特別支援教育費)	市立特別支援学校において、児童生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応し、安心して学び育つための教育環境の整備などを実施	上記 36,309 の内数
○	学びのサポーター活用事業費	特別な教育的支援が必要な子どもに学校生活上の支援を行う特別支援教育支援員の配置	148,732
○	スクールカウンセラー活用事業費	いじめや不登校などの課題に対応するために臨床心理の専門的知識を有するスクールカウンセラーを配置	218,339
○	スクールソーシャルワーカー活用事業費	関係機関と連携し、子どもや家庭を支援する体制を整備するためにスクールソーシャルワーカーを配置	14,092
	読書チャレンジ・子どもの読書活動サポート事業費	学校図書館の活用を促進し、児童生徒の読書活動の関心を高めるため、専門的知識を有したアドバイザーや図書館の環境整備等を担うボランティアの派遣等	6,042
○	運動部活動事業費	顧問の確保が困難であり、運動部の継続又は新設が難しい中学校に対し、部の運営と技術指導を行う外部顧問、特別外部指導者を派遣	15,846
	札幌らしい特色ある学校教育事業費	自立した札幌人の育成を目指すため、雪、環境、読書の 3 つのテーマに沿った事業や学校の夢づくり支援事業を実施	15,305
	相談支援パートナー事業費	不登校の子どもや家庭に対して、関係機関等と連携し、きめ細やかな支援を行う相談支援パートナー、担当区の小学校の不登校支援についての指導・助言等をする相談支援リーダーを配置	83,594

	スーパーサイエンスハイスクール研究開発事業費	国から指定された高等学校において、先進的な理数教育を実施するとともに、創造性及び独創性を高める指導方法や教材開発などの取組を実施	1,196
	進路探究オリエンテーリング事業費	専修学校・各種学校と連携し、夏休み期間中に、中学生対象の職業体験講座を実施	7,236
	観察・実験アシスタント事業費	小学校における理科の学習の観察・実験活動の充実を目的とし、外部人材を観察・実験アシスタントとして活用	11,251
○	いじめ対策自殺予防事業費	教職員への研修の実施や、関係機関との連携協力会議の実施、研究機関との共同研究等の実施	8,991
○	課題探究的な学習モデル研究事業費	中等教育学校において、IB カリキュラムや情報通信機器を活用した課題探究的な学習モデルを研究	19,278
	スーパーグローバルハイスクール研究開発事業費	中等教育学校において、国の指定を受け、グローバル人材を育成する先進的な人文社会科学分野の指導方法や教材開発を研究	8,000
○	教育センター運営管理費	発達に心配のある子どもの保護者からの相談により身近な地域で迅速かつ丁寧に対応できるよう、新たに教育センター外における地域相談を実施	29,994
	奨学金支給費	奨学金支給者数 1,298 人	100,578
◎	算数に「一ご」プロジェクト事業費	25 人程度の少人数指導による算数授業について、非常勤講師を活用したモデル研究を実施し、独自カリキュラムを整備	13,717
○	学校図書館司書配置事業費	生徒の読書活動の充実を図るため、学校司書を配置	13,467

2 札幌市立学校の概要

(1) 学校について

教育基本法（以下「教基法」という。）は、「我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図る」ことを立法目的として制定された教育の実施、教育行政に関する基本法である。同法6条1項では「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」と定め、学校設置者を法定している。

学校教育法（以下「学教法」という。）は、学校教育制度の基本構造を定める。教基法6条1項がいう「法律に定める学校」は、学教法が定める学校の趣旨であり、その範囲は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」である（1条）。

学教法における「学校」のうち、小学校及び中学校は市町村に、特別支援学校は都道府県に各設置義務が課されている（38条、49条、80条）。

(2) 市立学校の概況

ア 小学校の概況

(ア) 札幌市立小学校は、計203校（うち分校2校）が設置されている（平成29年5月1日現在）。その概況は、下表のとおりである。学級数欄及び児童数欄の「特」は特別支援学級数とその児童数（外数）を示している。

(イ) 全区を通じて最大の児童数を抱えるのは幌西小（中央区）であり、最少は定山溪小（南区）である。開校年が最も古い小学校は、明治5年に開校した篠路小（北区）、白石小（白石区）、手稲東小（西区）であり、最も新しい小学校は、平成24年に開校した真駒内公園小（南区）、真駒内桜山小（同）である。

(ウ) また、白石区の北白石小は、北白石中との合築校であり、東区の福移小は、福移中との併設校である。なお、福移小・福移中のほか、盤溪小（中央区）、有明小（清田区）、駒岡小（南区）は、小規模特認校⁶とされている。

⁶ 札幌市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の小学校や中学校で、心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合、一定の条件のもとに、これを認めるもの。一般的に児童・生徒の学校指定は、教育委員会が定めた通学区域により、地域の学校を指定するところ、特認入学は、学校の指定変更により保護者が上記の趣旨と目的に従い、真に小規模校の有する特色の中で、児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に限定される。

(エ) 南区の石山小と石山南小、常盤小と石山東小は、「南区石山・芸術の森地域」の学校規模適正化の検討対象校に⁷、また、厚別区の上野幌小と青葉小、上野幌西小と上野幌東小は、「厚別区上野幌・青葉地域」の学校規模適正化の検討対象校となっている⁸。

(中央区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月			給食
大倉山	宮の森3条13丁目	12	特 1	354	特 3	23	昭和	52	3	子
幌西	南10条西17丁目	29	0	976	—	47	大正	15	1	単
幌南	南21条西5丁目	18	特 2	574	特 12	32	昭和	11	11	単
三角山	宮の森4条11丁目	11	特 4	238	特 26	24	昭和	53	3	親
資生館	南3条西7丁目	18	特 7	545	特 42	41	平成	16	3	親
桑園	北8条西17丁目	28	特 3	965	特 7	49	昭和	3	4	単
中央	大通東6丁目	19	特 3	568	特 15	43	昭和	44	4	子
二条	南2条西15丁目	15	特 1	477	特 2	34	昭和	25	10	親
日新	北8条西25丁目	19	特 2	623	特 8	35	昭和	27	10	子
盤溪	盤溪226番地4	6	0	119	—	13	明治	45	5	子
伏見	南18条西15丁目	24	特 2	773	特 11	43	昭和	43	12	単
円山	北1条西25丁目	28	特 3	919	特 15	51	明治	8	10	親
緑丘	南10条西22丁目	26	特 4	888	特 21	53	昭和	30	10	単
宮の森	宮の森4条6丁目	19	0	649	—	31	昭和	33	11	単
山鼻	南14条西10丁目	16	0	505	—	27	明治	11	4	単
山鼻南	南29条西12丁目	12	特 1	301	特 1	21	平成	5	3	子
小計16校	—	300	特 33	9,474	特 163	567	—			

(北区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月			給食
あいの里西	あいの里2条3丁目	15	特 4	428	特 24	32	平成	6	3	単
あいの里東	あいの里3条7丁目	20	特 1	604	特 2	34	平成	8	3	親
北九条	北9条西1丁目	15	特 2	503	特 5	40	明治	34	4	親
鴻城	あいの里3条6丁目	16	特 2	486	特 4	27	明治	33	5	子

⁷ <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/kentoutiiki.html>, <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/kaigiroku1605.pdf>

⁸ <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/kentoutiiki.html>, http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/kaigiroku_1623.pdf

幌北	北 19 条西 2 丁目	12	0	312	—	28	昭和 9 7	単
光陽	新琴似 5 条 11 丁目	15	特 3	473	特 19	30	昭和 43 12	子
篠路	篠路 4 条 9 丁目	17	特 2	566	特 5	35	明治 5 11	単
篠路西	篠路 5 条 2 丁目	22	特 2	718	特 13	36	昭和 50 3	単
新川	新川 5 条 15 丁目	20	特 2	638	特 15	35	明治 42 9	子
新川中央	新川 3 条 3 丁目	14	特 2	432	特 12	28	昭和 47 12	単
新光	新琴似 1 条 12 丁目	19	特 2	601	特 7	34	昭和 51 3	親
新琴似	新琴似 7 条 3 丁目	18	特 3	603	特 17	34	明治 20 12	単
新琴似北	新琴似 11 条 6 丁目	12	特 2	394	特 8	24	昭和 46 12	子
新琴似西	新琴似 11 条 15 丁目	13	特 2	379	特 6	27	昭和 48 12	単
新琴似緑	新琴似 10 条 11 丁目	12	特 2	424	特 8	23	昭和 55 3	親
新琴似南	新琴似 1 条 3 丁目	12	特 2	377	特 12	26	昭和 50 3	単
新陽	北 27 条西 14 丁目	13	特 3	435	特 15	30	昭和 45 12	単
太平	篠路 1 条 2 丁目	15	特 2	457	特 5	30	昭和 48 10	親
太平南	太平 1 条 1 丁目	13	特 2	336	特 5	22	昭和 55 3	子
拓北	あいの里 2 条 1 丁目	13	特 2	412	特 5	27	昭和 53 3	親
屯田	屯田 7 条 6 丁目	22	特 3	731	特 12	46	明治 23 6	親
屯田北	屯田 9 条 3 丁目	16	特 2	483	特 9	30	平成 17 3	親
屯田西	屯田 6 条 10 丁目	23	特 3	763	特 15	39	平成 7 3	子
屯田南	屯田 5 条 4 丁目	14	特 2	420	特 10	26	昭和 55 3	単
白楊	北 24 条西 7 丁目	14	特 3	431	特 20	31	昭和 29 10	子
茨戸	東茨戸 1 条 2 丁目	6	0	136	—	13	明治 30 4	子
北陽	北 31 条西 9 丁目	12	特 2	335	特 8	23	昭和 55 3	親
百合が原	百合が原 6 丁目	18	特 2	570	特 13	34	平成 14 3	親
和光	北 34 条西 7 丁目	14	特 3	428	特 16	29	昭和 40 1	単
ひまわり分校 ⁹	北 14 条西 5 丁目 北海 道大学病院内		特 1		特 3	3	昭和 49 6	—
小計 30 校	(分校 1 校含む)	445	特 63	13,875	特 293	876	—	

(東区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月	給食
丘珠	丘珠町 593 番地 3	10	特 2	261	特 6	22	明治 10 10	親
開成	北 21 条東 21 丁目	17	特 2	547	特 4	29	昭和 56 3	子

⁹ ひまわり分校は、北区幌北小学校の分校である。

北	北 33 条東 4 丁目	12	特 2	287	特 6	25	昭和 40 12	親
北園	北 25 条東 4 丁目	13	特 2	436	特 10	28	昭和 33 10	親
栄	北 42 条東 10 丁目	12	特 3	361	特 13	24	明治 34 1	子
栄北	北 47 条東 6 丁目	15	特 4	505	特 21	33	昭和 46 12	単
栄西	北 39 条東 4 丁目	13	特 2	388	特 3	26	昭和 45 12	単
栄東	北 46 条東 13 丁目	17	特 1	537	特 1	30	昭和 50 3	単
栄町	北 36 条東 13 丁目	13	特 6	382	特 39	33	昭和 57 3	子
栄緑	北 51 条東 10 丁目	10	0	273	—	19	昭和 58 3	親
栄南	北 37 条東 20 丁目	17	特 2	523	特 4	30	昭和 52 3	親
札幌	伏古 1 条 2 丁目	11	特 2	258	特 11	27	明治 6 4	単
札幌	東苗穂 7 条 2 丁目	13	特 2	387	特 10	28	明治 36 9	親
札幌北	東苗穂 9 条 3 丁目	26	特 2	907	特 9	44	昭和 51 3	親
札幌緑	東苗穂 13 条 4 丁目	26	特 2	864	特 8	42	平成 6 3	子
東光	本町 2 条 1 丁目	13	特 2	389	特 10	27	昭和 52 3	親
苗穂	北 9 条東 13 丁目	11	特 2	341	特 7	24	大正 8 9	単
中沼	中沼町 73 番地 10	6	特 1	141	特 2	15	昭和 23 12	子
東苗穂	東苗穂 5 条 2 丁目	9	特 2	236	特 3	18	昭和 61 3	子
福移	中沼町 240 番地	6	0	81	—	13	明治 33 5	子
伏古	伏古 8 条 5 丁目	12	特 3	390	特 18	31	昭和 54 3	親
伏古北	伏古 11 条 1 丁目	13	特 1	423	特 2	24	昭和 63 3	子
北光	北 12 条東 6 丁目	12	特 2	312	特 11	25	大正 13 1	子
本町	本町 2 条 7 丁目	12	特 3	323	特 12	26	昭和 44 10	単
美香保	北 18 条東 6 丁目	14	特 2	454	特 3	31	昭和 26 10	単
明園	北 19 条東 14 丁目	13	特 3	404	特 19	28	昭和 42 12	子
元町	北 25 条東 17 丁目	20	特 2	677	特 8	43	昭和 40 1	単
元町北	北 31 条東 14 丁目	20	特 2	671	特 8	34	昭和 47 12	単
小計 28 校	—	386	特 59	11,758	特 248	779	—	

(白石区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月		給食
東橋	菊水 8 条 1 丁目	12	特 3	306	特 14	26	昭和 2 5	子	
大谷地	本通 18 丁目南	16	特 2	491	特 11	28	明治 32 9	親	
上白石	菊水上町 1 条 3 丁目	11	0	257	—	21	明治 33 6	単	
川北	川北 4 条 2 丁目	22	特 2	758	特 9	36	昭和 56 3	子	

菊水	菊水元町2条3丁目	12	特 2	394	特 8	24	昭和 53 3	親
北郷	北郷4条5丁目	21	特 4	688	特 21	42	昭和 41 1	親
北白石	北郷6条3丁目	18	特 2	540	特 7	46	昭和 44 12	単
幌東	菊水6条3丁目	15	特 1	461	特 5	29	昭和 50 3	親
白石	本通1丁目北	17	特 2	518	特 12	29	明治 5 4	子
南郷	本郷通4丁目南	15	特 3	457	特 14	45	昭和 38 1	親
西白石	中央3条5丁目	6	0	173	—	13	昭和 47 12	子
東川下	川下4条3丁目	11	特 2	276	特 8	21	昭和 57 3	親
東札幌	東札幌4条5丁目	16	特 3	508	特 17	45	昭和 40 1	親
東白石	本通14丁目南	12	特 3	401	特 16	24	昭和 42 12	子
平和通	本通15丁目北	12	特 2	379	特 10	24	昭和 51 3	子
北都	北郷3条11丁目	14	特 2	411	特 10	28	昭和 49 1	親
本郷	南郷通10丁目南	12	特 3	311	特 18	28	昭和 33 10	親
本通	平和通9丁目南	14	特 2	453	特 9	25	昭和 39 1	子
南白石	南郷通2丁目南	6	特 1	188	特 1	14	昭和 52 3	子
米里	米里1条3丁目	17	特 4	498	特 21	36	平成 3 3	子
小計20校	—	279	特 43	8,468	特 211	584	—	

(厚別区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月		給食
青葉	青葉町6丁目	10	特 2	244	特 11	24	昭和 43 9	子	
厚別北	厚別北2条3丁目	22	特 1	698	特 1	34	昭和 62 3	子	
厚別通	厚別西4条3丁目	12	特 2	402	特 7	23	平成 2 3	親	
厚別西	厚別西3条1丁目	11	特 2	266	特 5	22	昭和 60 3	子	
厚別東	厚別東4条8丁目	12	特 2	321	特 3	24	平成 5 3	子	
大谷地東	大谷地東5丁目	14	特 2	431	特 6	26	昭和 63 3	子	
上野幌	厚別南7丁目	6	特 2	172	特 5	16	明治 33 10	子	
上野幌西	上野幌1条2丁目	6	特 1	167	特 2	15	平成 元 3	子	
上野幌東	上野幌2条4丁目	12	特 2	332	特 3	24	平成 4 3	子	
共栄	厚別南2丁目	17	特 1	527	特 5	31	昭和 48 12	親	
小野幌	厚別東2条4丁目	19	特 2	570	特 10	35	明治 32 4	親	
信濃	厚別中央4条3丁目	19	特 2	585	特 8	43	明治 26 10	親	
ひばりが丘	厚別中央2条4丁目	11	特 2	312	特 8	27	昭和 52 3	親	
もみじの丘	もみじ台東4丁目	12	特 2	295	特 6	25	平成 23 3	親	

もみじの森	もみじ台西3丁目	12	特 3	347	特 18	28	平成 23 3	親
小計 15 校	—	195	特 28	5,669	特 98	397	—	

(豊平区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月		給食
旭	水車町3丁目	10	0	259	特 8	20	昭和 30 10	親	
あやめ野	月寒東1条11丁目	6	特 2	163	特 9	16	昭和 60 3	子	
しらかば台	月寒東4条18丁目	15	特 2	473	特 15	27	昭和 50 3	単	
月寒	月寒西2条5丁目	18	特 3	600	特 12	37	明治 15 5	単	
月寒東	月寒東3条10丁目	17	特 3	532	特 5	40	昭和 41 6	親	
東園	豊平1条12丁目	13	特 1	416	特 13	26	昭和 26 12	子	
豊園	美園1条4丁目	16	特 3	518	特 24	31	昭和 34 10	親	
豊平	豊平5条7丁目	12	特 4	408	特 16	38	明治 14 7	親	
中の島	中の島2条1丁目	15	特 3	467	特 1	30	昭和 40 12	子	
西岡	西岡2条9丁目	14	特 1	432	特 2	26	明治 37 10	子	
西岡北	西岡3条6丁目	12	特 1	314	特 6	24	昭和 61 3	子	
西岡南	西岡4条12丁目	20	特 2	664	特 21	33	昭和 55 3	親	
東山	平岸4条11丁目	15	特 3	449	特 8	30	昭和 43 12	子	
羊丘	月寒東1条16丁目	15	特 2	469	特 26	28	昭和 44 10	子	
平岸	平岸2条14丁目	18	特 4	537	特 2	34	明治 23 4	単	
平岸高台	平岸5条18丁目	8	特 1	203	特 7	19	昭和 59 3	親	
平岸西	平岸1条15丁目	14	特 2	424	特 2	27	昭和 44 12	親	
福住	福住3条5丁目	21	特 1	713	特 5	35	昭和 53 3	単	
美園	平岸5条7丁目	15	特 2	460	特 7	28	昭和 30 8	親	
みどり	美園5条2丁目	13	特 2	340	特 7	27	昭和 53 3	単	
南月寒	月寒西4条8丁目	21	特 2	672	特 7	43	昭和 52 3	親	
のぞみ分校 ¹⁰	平岸4条18丁目 子ども発達支援総合センター内		特 3		—	4	平成 6 5	—	
小計 22 校	(分校1校含む)	308	特 47	9,513	特 203	623	—		

¹⁰ のぞみ分校は、豊平区平岸高台小学校の分校である。

(清田区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月			給食
有明	有明 141 番地 2	6	0	94	—	17	明治	44	4	単
美しが丘	美しが丘 2 条 5 丁目	11	特 1	268	特 3	22	平成	5	3	親
美しが丘緑	美しが丘 4 条 5 丁目	6	特 1	166	特 3	16	平成	9	3	子
北野	北野 3 条 2 丁目	12	特 1	385	特 4	24	昭和	50	3	親
北野台	北野 4 条 5 丁目	15	特 3	474	特 15	32	昭和	55	3	親
北野平	北野 2 条 3 丁目	12	0	302	—	20	昭和	57	3	子
清田	清田 1 条 4 丁目	12	特 3	365	特 17	31	明治	34	5	単
清田緑	清田 7 条 3 丁目	25	特 2	851	特 12	45	昭和	59	3	単
清田南	清田 5 条 2 丁目	19	特 2	544	特 10	33	昭和	51	3	親
三里塚	里塚 2 条 6 丁目	13	特 2	374	特 9	25	明治	38	6	子
真栄	美しが丘 1 条 1 丁目	17	特 3	470	特 11	33	昭和	63	3	子
平岡	平岡 9 条 2 丁目	12	特 3	324	特 16	29	昭和	60	3	子
平岡公園	平岡公園東 5 丁目	20	特 2	661	特 4	35	平成	7	3	親
平岡中央	平岡 5 条 3 丁目	18	特 2	562	特 10	31	平成	2	3	子
平岡南	平岡 2 条 6 丁目	19	特 3	621	特 16	39	平成	元	3	親
小計 15 校	—	217	特 28	6,461	特 130	432	—			

(南区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月			給食
石山	石山 1 条 4 丁目	7	0	186	—	15	明治	32	9	親
石山東	石山東 5 丁目	6	0	119	—	13	昭和	61	3	子
石山南	石山 2 条 8 丁目	9	特 2	228	特 5	19	昭和	56	3	親
北の沢	北ノ沢 1727 番地 5	7	特 2	177	特 3	17	昭和	57	3	親
駒岡	真駒内 143 番地 2	6	0	84	—	12	昭和	24	6	子
定山溪	定山溪温泉東 4 丁目	4	0	39	—	9	明治	38	5	単
澄川	澄川 5 条 4 丁目	16	特 2	472	特 12	29	昭和	41	12	子
澄川西	澄川 2 条 5 丁目	9	特 1	230	特 4	18	昭和	49	3	親
澄川南	澄川 5 条 13 丁目	12	特 3	341	特 12	31	昭和	58	3	親
常盤	常盤 6 条 2 丁目	12	特 2	329	特 6	24	大正	5	4	子
藤野	藤野 2 条 7 丁目	8	特 2	236	特 4	19	昭和	51	3	親
藤の沢	石山 528 番地	7	特 3	148	特 11	19	大正	3	4	子
藤野南	藤野 4 条 6 丁目	12	特 2	350	特 6	22	平成	4	3	子

簾舞	簾舞1条4丁目	7	特 2	181	特 6	17	明治 31 6	子
南	南31条西9丁目	11	特 2	252	特 10	23	昭和 28 9	親
南の沢	南沢3条2丁目	12	特 2	444	特 4	26	昭和 52 3	親
藻岩	川沿7条2丁目	12	特 2	319	特 10	24	明治 34 4	親
藻岩北	川沿2条3丁目	12	特 2	330	特 7	24	昭和 48 12	子
藻岩南	川沿18条2丁目	10	特 2	236	特 9	23	昭和 58 3	親
真駒内公園	真駒内曙町2丁目	12	特 2	380	特 7	22	平成 24 4	子
真駒内桜山	真駒内泉町3丁目	19	特 3	665	特 15	40	平成 24 4	子
小計 21 校	—	210	特 36	5,746	131	446	—	

(西区)

学校名	所在地	学級数		児童数		職員	開校年月	給食
琴似	琴似2条7丁目	16	特 3	487	特 15	42	明治 10 7	単
琴似中央	八軒7条東1丁目	14	特 2	411	特 8	27	昭和 27 10	親
西園	西野1条7丁目	18	特 3	535	特 14	33	昭和 57 3	親
手稲東	西野4条3丁目	19	特 3	600	特 12	37	明治 5 5	親
手稲宮丘	宮の沢3条2丁目	19	0	627	—	32	昭和 41 9	単
西	発寒7条13丁目	25	0	840	—	38	昭和 47 12	単
西野	西野8条4丁目	12	特 2	303	特 11	22	昭和 47 12	子
西野第二	西野8条7丁目	20	特 2	667	特 4	35	昭和 51 3	単
二十四軒	二十四軒2条3丁目	13	特 2	411	特 11	24	昭和 43 12	子
八軒	八軒4条西1丁目	15	特 2	474	特 13	28	昭和 42 12	子
八軒北	八軒8条西6丁目	12	特 2	388	特 10	24	昭和 59 3	親
八軒西	八軒3条西5丁目	12	特 2	292	特 5	27	昭和 53 3	子
発寒	発寒10条4丁目	16	特 4	516	特 29	32	大正 11 10	親
発寒西	発寒5条7丁目	25	0	846	—	37	昭和 42 12	子
発寒東	発寒15条2丁目	12	特 3	355	特 14	27	昭和 50 3	親
発寒南	発寒2条4丁目	12	特 2	350	特 10	22	昭和 45 12	親
福井野	福井6丁目	13	特 2	331	特 10	24	昭和 54 3	子
平和	平和3条8丁目	12	特 2	355	特 12	25	昭和 59 3	親
山の手	山の手5条6丁目	18	特 4	529	特 20	36	昭和 41 12	子
山の手南	山の手1条9丁目	16	特 1	452	特 2	30	昭和 57 3	親
小計 20 校	—	319	特 41	9,769	特 200	602	—	

(手稲区)

学校名	所在地	学級数			児童数			職員	開校年月			給食
稲積	前田5条7丁目	12	特	2	300	特	8	22	昭和	63	3	子
稲穂	稲穂4条5丁目	17	特	2	530	特	12	29	昭和	62	3	子
新発寒	新発寒2条2丁目	12	特	2	362	特	6	24	平成	元	3	子
新陵	新発寒6条6丁目	12	特	2	359	特	4	24	昭和	60	3	子
新陵東	新発寒5条4丁目	10	特	2	256	特	6	20	平成	3	3	子
手稲北	手稲山口653番地5	13	特	2	388	特	4	24	明治	25	5	子
手稲中央	手稲本町3条2丁目	20	特	3	618	特	19	40	明治	17	11	単
手稲鉄北	前田2条12丁目	17	特	2	554	特	9	31	昭和	40	9	親
手稲西	金山3条2丁目	11	特	2	282	特	6	23	昭和	12	12	親
手稲山口	曙11条2丁目	24	特	3	842	特	13	44	昭和	50	3	単
富丘	富丘1条6丁目	15	特	2	479	特	6	28	昭和	53	3	親
西宮の沢	西宮の沢2条4丁目	15	特	2	480	特	7	28	平成	2	3	子
星置東	星置2条1丁目	20	特	2	656	特	14	36	平成	5	3	単
前田	前田6条11丁目	9	特	2	248	特	4	22	昭和	53	3	親
前田北	前田10条18丁目	12	特	1	317	特	5	22	昭和	56	3	親
前田中央	前田8条12丁目	15	特	3	450	特	18	31	昭和	62	3	子
小計16校	—	234	特	34	7,121	特	141	448	—			

(全区合計)

		学級数			児童数			職員		
合計203校	(分校2校含む)	2,893	特	412	87,854	特	1,818	5,754		

イ 中学校の概況

(ア) 札幌市立中学校は、計99校(うち分校2校)が設置されている(平成29年5月1日現在)。その概況は、下表のとおりである。学級数欄及び生徒数欄の「特」は特別支援学級数とその生徒数(外数)を示している。

(イ) 全区を通じて最大の生徒数を抱えるのは向陵中(中央区)であり、最少は定山溪中(南区)である。

(ウ) 最も古い開校は、昭和22年開校の柏中、啓明中、中島中(いずれも中央区)、篠路中、新琴似中、北辰中(いずれも北区)、札幌中(東区)、白石中(白石区)、信濃中(厚別区)、月寒中(豊平区)、石山中、簾舞中、藻岩中(い

ずれも南区)、琴似中、手稲東中(いずれも西区)、手稲中、手稲西中(いずれも手稲区)であり、最も新しいのは平成17年開校の屯田北中(北区)である。

(中央区)

学校名	所在地	学級数			生徒数			職員	開校年月			給食
柏	南21条西5丁目	14	特	2	505	特	9	32	昭和	22	5	子
啓明	南9条西22丁目	22	特	2	803	特	7	55	昭和	22	5	単
向陵	北4条西28丁目	24		0	876		—	55	昭和	23	4	単
中央	北4条東3丁目	10	特	2	331	特	4	32	昭和	43	9	子
中島	南12条西7丁目	6	特	2	198	特	8	32	昭和	22	5	親
伏見	南16条西17丁目	18	特	2	634	特	12	40	昭和	36	1	子
宮の森	宮の森1条16丁目	10	特	2	330	特	11	28	昭和	61	3	子
山鼻	南23条西13丁目	9		0	294		—	25	平成	3	3	単
小計 8校	—	113	特	12	3,971	特	51	299	—			

(北区)

学校名	所在地	学級数			生徒数			職員	開校年月			給食
あいの里東	あいの里2条7丁目	18	特	2	629	特	8	41	平成	7	3	単
上篠路	篠路町上篠路116番地14	9	特	1	327	特	4	24	平成	元	3	親
光陽	新琴似4条11丁目	12	特	2	379	特	12	31	昭和	53	3	単
篠路	篠路町篠路368番地1	17	特	2	583	特	7	36	昭和	22	5	親
篠路西	篠路6条2丁目	12	特	2	384	特	10	29	昭和	62	3	子
新川	新川4条3丁目	10	特	1	335	特	1	25	昭和	51	11	子
新川西	新川4条15丁目	14	特	2	506	特	5	33	昭和	62	3	子
新琴似	新琴似7条4丁目	15	特	3	514	特	13	37	昭和	22	5	親
新琴似北	新琴似10条10丁目	13	特	3	452	特	16	35	昭和	47	12	単
太平	太平8条2丁目	12	特	1	360	特	3	31	昭和	54	3	子
屯田北	屯田9条4丁目	22	特	2	831	特	13	65	平成	17	3	親
屯田中央	屯田6条8丁目	13	特	2	428	特	4	31	昭和	56	3	親

北辰	北 18 条西 2 丁目	16	0	554	—	38	昭和 22 5	親
北陽	北 34 条西 7 丁目	17	特 3	559	特 14	39	昭和 38 1	親
ひまわり分校 ¹¹	北 14 条西 5 丁目 北海道大学病院内		特 1		特 5	3	昭和 49 6	
小計 15 校	(分校 1 校含む)	200	特 27	6,841	特 115	498	—	

(東区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月	給食
丘珠	丘珠町 674 番地 15	7	0	219	—	17	昭和 60 3	子
栄	北 46 条東 6 丁目	18	特 3	628	特 12	40	昭和 42 12	子
栄町	北 36 条東 14 丁目	14	特 5	477	特 30	36	昭和 61 3	子
栄南	北 36 条東 16 丁目	15	0	498	—	32	昭和 52 3	親
札幌	伏古 8 条 1 丁目	15	特 5	514	特 28	39	昭和 22 6	子
札幌	東苗穂 7 条 1 丁目	14	0	478	—	32	昭和 51 3	親
札幌北	東苗穂 10 条 3 丁目	21	0	721	—	40	昭和 61 3	子
東栄	本町 1 条 7 丁目	13	特 5	467	特 29	44	昭和 34 11	親
福移	中沼町 240 番地	3	0	58	—	11	昭和 25 4	子
北栄	北 33 条東 2 丁目	11	特 3	376	特 15	30	昭和 31 4	親
美香保	北 17 条東 6 丁目	9	特 3	295	特 18	28	昭和 24 4	単
明園	北 22 条東 12 丁目	11	特 1	333	特 4	26	昭和 35 11	親
元町	北 28 条東 20 丁目	14	0	497	—	29	昭和 54 3	親
小計 13 校	—	165	特 25	5,561	特 136	404	—	

(白石区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月	給食
柏丘	平和通 8 丁目北	16	特 4	576	特 26	43	昭和 37 1	単
北白石	北郷 6 条 3 丁目	22	特 2	761	特 10	52	昭和 45 12	単
幌東	菊水 6 条 3 丁目	12	特 2	430	特 8	29	昭和 24 4	単
白石	本郷通 6 丁目南	15	特 2	511	特 10	35	昭和 22 5	親

¹¹ ひまわり分校は、北区北辰中学校の分校である。

日章	東札幌 4 条 5 丁目	14	特 3	475	特 19	38	昭和 35 12	親
東白石	南郷通 15 丁目北	14	特 2	462	特 13	34	昭和 41 12	子
北都	川下 749 番地 56	19	特 2	644	特 12	44	昭和 54 3	子
米里	米里 1 条 4 丁目	13	特 2	436	特 5	32	昭和 62 3	子
小計 8 校	—	125	特 19	4,295	特 103	307	—	

(厚別区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月	給食
青葉	青葉町 10 丁目	6	特 3	210	特 20	26	昭和 57 3	親
厚別	厚別東 3 条 5 丁目	14	0	464	—	36	昭和 59 3	親
厚別北	厚別町小野幌 774 番地 5	16	特 2	557	特 7	37	平成 10 3	親
厚別南	大谷地東 7 丁目	17	特 2	595	特 4	39	昭和 63 3	単
上野幌	上野幌 2 条 3 丁目	9	0	297	—	24	平成 元 3	親
信濃	厚別中央 3 条 2 丁目	10	特 2	364	特 10	30	昭和 22 5	子
もみじ台	もみじ台西 1 丁目	8	特 2	244	特 7	25	昭和 50 3	単
もみじ台南	もみじ台南 7 丁目	6	特 2	157	特 9	20	昭和 54 3	子
小計 8 校	—	86	特 13	2,888	特 57	237	—	

(豊平区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月	給食
あやめ野	月寒東 3 条 11 丁目	7	特 2	222	特 4	21	平成 元 3	子
月寒	月寒東 2 条 2 丁目	15	特 3	547	特 13	36	昭和 22 5	親
中の島	中の島 2 条 3 丁目	12	特 4	401	特 16	33	昭和 62 3	子
西岡	西岡 3 条 12 丁目	10	特 2	350	特 5	26	昭和 56 3	親
西岡北	西岡 3 条 8 丁目	13	特 3	431	特 9	35	昭和 63 3	親
八条	豊平 8 条 13 丁目	17	特 2	585	特 10	41	昭和 30 4	親
東月寒	月寒東 3 条 18 丁目	14	特 2	495	特 11	33	昭和 55 3	親
羊丘	福住 1 条 3 丁目	17	特 3	602	特 16	42	昭和 43 12	子
平岸	平岸 1 条 21 丁目	12	特 1	384	特 1	31	昭和 23 4	親
陵陽	平岸 6 条 11 丁目	12	特 2	409	特 9	32	昭和 36 8	子

のぞみ分校 ¹²	平岸4条18丁目子ども発達支援総合センター内		特 3		特 6	10	平成 6 5	
小計 11校	(分校1含む)	129	特 27	4,426	特 100	340	—	

(清田区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月		給食
北野	北野2条3丁目	11	特 2	330	特 15	31	昭和 52 3	親	
北野台	北野4条4丁目	7	特 2	224	特 3	21	昭和 63 3	子	
清田	清田3条3丁目	22	特 2	788	特 8	48	昭和 23 5	子	
真栄	美しが丘1条1丁目	14	特 2	493	特 13	41	平成 2 3	単	
平岡	平岡2条5丁目	15	特 3	537	特 14	36	昭和 60 3	親	
平岡中央	平岡5条4丁目	13	特 2	460	特 5	29	平成 4 3	子	
平岡緑	平岡公園東9丁目	12	特 2	410	特 3	31	平成 11 3	単	
小計 7校	—	94	特 15	3,242	特 61	237	—		

(南区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月		給食
石山	石山2条8丁目	7	特 2	227	特 9	23	昭和 22 6	親	
定山溪	定山溪温泉西1丁目	3	0	18	—	12	昭和 23 4	単	
澄川	澄川6条6丁目	14	特 2	489	特 7	31	昭和 46 12	子	
常盤	常盤2条2丁目	7	特 2	222	特 7	20	昭和 26 7	子	
藤野	藤野5条6丁目	12	特 2	386	特 10	35	昭和 58 3	親	
真駒内	真駒内幸町3丁目	13	特 2	413	特 15	32	昭和 42 12	子	
真駒内曙	真駒内曙町2丁目	9	0	288	—	22	昭和 47 7	親	
簾舞	簾舞3条3丁目	5	0	122	—	15	昭和 22 6	子	
南が丘	南沢2条1丁目	12	特 2	378	特 8	29	昭和 59 3	親	
藻岩	川沿7条3丁目	14	特 2	442	特 9	34	昭和 22 5	子	
小計 10校	—	96	特 14	2,985	特 65	253	—		

¹² のぞみ分校は、豊平区平岸中学校の分校である。

(西区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月			給食
琴似	山の手4条2丁目	20	特 2	733	特 11	45	昭和	22	5	子
西陵	発寒15条2丁目	12	特 3	429	特 17	34	昭和	48	12	親
手稲東	西野2条5丁目	14	特 3	503	特 23	37	昭和	22	5	単
西野	西野8条7丁目	17	特 2	587	特 7	38	昭和	51	3	単
八軒	八軒8条西8丁目	13	特 3	452	特 13	33	昭和	36	12	子
八軒東	八軒2条東3丁目	9	特 0	327	—	24	昭和	58	3	親
発寒	発寒5条7丁目	23	0	794	—	43	昭和	42	12	子
福井野	福井6丁目	10	特 2	328	特 7	26	昭和	58	3	親
宮の丘	西野3条10丁目	15	特 1	503	特 1	34	昭和	58	3	子
陵北	二十四軒2条3丁目	16	特 4	539	特 25	42	昭和	36	1	親
小計 10校	—	149	特 20	5,195	特 104	356	—			

(手稲区)

学校名	所在地	学級数		生徒数		職員	開校年月			給食
稲積	前田4条5丁目	12	特 3	395	特 14	33	昭和	61	3	子
稲穂	稲穂4条2丁目	11	特 2	324	特 8	27	平成	3	3	単
新陵	新発寒5条4丁目	10	特 2	319	特 5	27	平成	4	3	親
手稲	富丘3条5丁目	19	特 3	672	特 17	56	昭和	22	5	親
手稲西	金山3条2丁目	5	0	135	—	15	昭和	22	5	子
稲陵	曙7条2丁目	15	特 2	508	特 6	38	昭和	52	3	単
星置	星置3条5丁目	16	特 2	564	特 8	38	平成	12	3	親
前田	前田7条13丁目	13	特 3	442	特 15	34	昭和	57	3	単
前田北	前田10条15丁目	6	0	199	—	17	平成	6	3	単
小計 9校	—	107	特 17	3,558	特 73	285	—			

(全区合計)

合計 99校	(分校2校含む)	学級数		児童数		職員
		1,264	特 189	42,962	特 865	3,216

ウ 中等教育学校の概況

札幌市立中等教育学校は、計 1 校が設置されている（平成 29 年 5 月 1 日現在）。その概況は、下表のとおりである。開成中等教育学校は、札幌開成高等学校を母体として設置され、平成 27 年 4 月開校した。国際バカロレア・プログラム（IB）を活用した課題探究的な学習に取り組み、思考力・判断力・表現力、豊かな国際感覚、課題発見解決力等の育成を図るとともに、その成果の他校への普及を目指している。

学校名	所在地	学級数	生徒数	職員	開校年月	給食
開成	東区北 22 条東 21 丁目	前期 12	479	36	平成 27 4	子
		後期 12	477	51		
合計 1 校	—	24	956	87	—	

エ 高等学校の概況

札幌市立高等学校は、計 7 校が設置されている（平成 29 年 5 月 1 日現在）。その概況は、下表のとおりである。なお、札幌大通高等学校は、単位制・定時制高校である。

（全区）

学校名	所在地	学級数	生徒数	職員	開校年月
札幌旭丘	中央区旭ヶ丘 6 丁目	24	965	79	昭和 33 4
札幌大通	中央区北 2 条西 11 丁目	32	1,081	89	平成 20 4
札幌新川	北区新川 5 条 14 丁目	24	954	71	昭和 54 4
札幌平岸	豊平区平岸 5 条 18 丁目	24	945	71	昭和 55 4
札幌清田	清田区北野 3 条 4 丁目	24	951	72	昭和 50 4
札幌啓北商業	南区石山 1 条 2 丁目	18	708	62	昭和 16 4
札幌藻岩	南区川沿 3 条 2 丁目	24	954	69	昭和 48 4
合計 7 校	—	170	6,558	513	—

オ 特別支援学校の概況

札幌市立特別支援学校は、計 5 校が設置されている（平成 29 年 5 月 1 日現在）。その概況は、下表のとおりである。みなみの杜高等支援学校は、平成 29 年度開校の特別支援学校である。

(全区)

学校名	所在地	学級数 ¹³	生徒数	職員	開校年月
豊明高等支援	北区西茨戸4条1丁目	18	136	79	昭和 52 5
豊成養護	南区南30条西8丁目	小学部 (7)	小学部 20	小学部 36	昭和 57 11
		中学部 (1)	中学部 3	中学部 4	
みなみの杜高等支援	南区真駒内上町4丁目	7	56	28	平成 29 4
山の手養護	西区山の手5条8丁目	小学部 2(1)	小学部 10	小学部 14	昭和 31 9
		中学部 2(1)	中学部 9	中学部 9	
		高等部 3(4)	高等部 23	高等部 25	
北翔養護	西区発寒11条6丁目	小学部 (3)	小学部 9	小学部 11	平成 16 4
		中学部 (3)	中学部 9	中学部 25	
		高等部 (3)	高等部 7	高等部 16	
合計 5校	—	32(23)	282	247	—

カ 市立学校の職員の概要

(ア) 市立学校における常勤の教職員の概要は、下表【1】及び【2】のとおりである（平成28年度当初の定数に基づき校種毎に抽出したもの）。なお、平成29年4月から、北海道から札幌市へ県費負担職員の給与負担等の権限が移譲されていることは、前記のとおりである。

【1】

		校長	副校長・教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員
小学校	県費負担	200	201	24	3,912	206	79	212
	市費負担	0	0	0	0	0	0	0
中学校	県費負担	97	99	32	2,427	103	41	112
	市費負担	0	0	0	0	0	0	0
中等教育学校	県費負担	1	1	0	19	1	0	1
	市費負担	0	1	0	31	0	0	3
高等学校	県費負担	0	0	0	0	0	0	0
	市費負担	8	15	0	417	15	0	39
特別支援学校	県費負担	4	5	0	152	6	2	12
	市費負担	0	0	0	0	0	0	0

¹³ () 内は重複学級（外数）である。

【2】

		栄養士	用務員	調理員	学校業務員	理学療法士	作業療法士
小学校	県費負担	11	0	0	0	0	0
	市費負担	33	218	100	15	0	0
中学校	県費負担	3	0	0	0	0	0
	市費負担	15	137	62	8	0	0
中等教 育学校	県費負担	0	0	0	0	0	0
	市費負担	0	1	0	4	0	0
高等 学校	県費負担	0	0	0	0	0	0
	市費負担	0	6	0	25	0	0
特別支 援学校	県費負担	0	0	0	0	0	0
	市費負担	0	2	10	17	6	5

(イ) 非常勤職員及び臨時的任用職員を含めた過去5か年の県(道)費負担職員と市費負担職員の状況は、下表のとおりである(常勤は前項表【1】及び表【2】の職員を表記)。

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	県費 負担	常勤	4,817	4,797	4,769	4,796	4,845
		非常勤・臨時	216	240	280	304	303
	市費 負担	常勤	498	455	439	384	366
		非常勤・臨時	68	44	43	31	19
中学校	県費 負担	常勤	2,913	2,886	2,874	2,892	2,914
		非常勤・臨時	46	57	76	76	64
	市費 負担	常勤	280	262	250	239	222
		非常勤・臨時	37	24	24	35	25
中等教 育学校	県費 負担	常勤	0	0	0	12	23
		非常勤・臨時	0	0	0	0	0
	市費 負担	常勤	0	0	0	4	40
		非常勤・臨時	0	0	0	0	0
高等 学校	市費 常勤	565	566	566	548	525	
	負担 非常勤・臨時	22	20	12	17	16	
特別支 援学校	県費 常勤	173	165	175	171	181	
	負担 非常勤・臨時	0	6	4	2	4	

市費	常勤	42	42	41	39	40
負担	非常勤・臨時	0	0	0	0	0

(ウ) なお、前項のほか、非常勤職員は、勤務時間の割振りがない第1種非常勤職員と、勤務時間の割振りがある第2種非常勤職員に分類される。

a 第1種非常勤職員としては、運動部活動外部顧問、札幌市立学校初任者研修講師、新任養護研修講師、新任栄養研修指導員、時間講師、体育補助員、スクールカウンセラー、札幌市立学校算数にーごプロジェクト講師、幼稚園研修指導員、健康管理医、産業医がこれに該当する。

b 第2種非常勤職員としては、ALT（外国語指導助手、JET）、看護師、相談支援リーダー、介護員、幼稚園事務補助員、校務助手がこれに該当する。

(エ) また、臨時的任用職員には、学校事務職員、用務員、調理員、学校業務員、栄養士、保育士、理学療法士、作業療法士が勤務している。

3 札幌市の教育費

(1) 平成28年度の一般会計歳出額内訳

ア 札幌市の平成28年度の一般会計歳出（決算）は、913,881,685千円であり、この内訳は下表のとおりである。地方公共団体の作成に係る歳入歳出決算事項別の明細は、款、項、目、節に区分されるが、教育委員会及び市立学校に関連する歳出は「第9款 教育費」に計上されている。

歳出科目	予算		決算		差引	
	金額(千円)	比率%	金額(千円)	比率%	金額(千円)	比率%
1. 議会費	1,662,857	0.2	1,577,067	0.2	85,789	5.2
2. 総務費	54,247,884	5.5	50,754,991	5.6	3,492,892	6.4
3. 保健福祉費	375,902,992	38.4	367,163,189	40.2	8,739,802	2.3
4. 環境費	18,255,951	1.9	17,393,439	1.9	862,511	4.7
5. 労働費	735,821	0.1	690,645	0.1	45,175	6.1
6. 経済費	86,811,221	8.9	72,653,104	7.9	14,158,116	16.3
7. 土木費	127,462,672	13.0	103,612,666	11.3	23,850,005	18.7
8. 消防費	7,955,667	0.8	7,738,784	0.8	216,882	2.7

9. 教育費	50,184,419	5.1	42,331,815	4.6	7,852,603	15.6
10. 公債費	85,472,000	8.7	85,471,585	9.4	414	0.0
11. 諸支出金	84,902,077	8.7	80,191,041	8.8	4,711,035	5.5
12. 職員費	85,532,000	8.7	84,303,354	9.2	1,228,645	1.4
13. 予備費	500,000	0.1	0	—	500,000	100.0
歳出合計	979,625,561	100.0	913,881,685	100.0	65,743,875	6.7

イ 歳出においては、65,743,875千円の残額を生じているが、この中には繰越明許費¹⁴として平成29年度へ繰り越す23,423,106千円が含まれている。これを控除した42,320,769千円(4.3%)が不用額となる。教育費関係では、2,035,604千円の不用額を生じており、その内訳は、学務費の減123,156千円、小学校管理費の減400,832千円、中学校管理費の減180,197千円、学校整備費の減1,110,663千円となっている。

ウ なお、平成29年度一般会計予算では、県(道)費負担職員の給与負担等の権限移譲に伴い、「第12款 職員費」が対平成28年度比で約729億円の増加(+84.6%)となっている。

(2) 教育費と内訳

ア 札幌市は、教育費を「教育委員会費」、「幼稚園費」、「小学校費」、「中学校費」、「高等学校費」、「特別支援学校費」、「学校保健給食費」、「生涯学習費」、「学校整備費」の9の項科目に分類している。

なお、「高等専門学校費」は、平成23年度決算以降、項科目が整理されたが、これは、平成18年4月に札幌市立高等専門学校を母体として札幌市立大学が開学されたことに伴い、平成21年3月同高等専門学校の本科を閉校とし、更に平成23年3月には同高等専門学校の専攻科も閉校となったことによる【注1】。

また、平成23年度までは、各学校費の目科目だった幼稚園、小中高等学校、特別支援学校の各整備費は、平成24年度以降、独立の項科目として整理されたため、平成23年度以前の各学校整備費を集計して整理している。これに伴い、平成23年度以前の各学校費からは各学校整備費を控除して整理している【注2】。

各項目及び目科目の過去10か年度の推移は、下表のとおりである(単位:千円)。

¹⁴ 繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用する経費をいう。

	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 決算
一般会計歳出合計	758,779,945	762,253,015	817,224,844	824,147,616	824,498,947
教育費	31,063,070	31,568,416	36,755,245	36,269,871	35,334,242
一般会計歳出に占める教育費比率%	4.1	4.1	4.5	4.4	4.3
教育委員会費	2,915,078	3,898,024	3,839,964	3,709,223	4,079,097
総務費	57,310	64,599	69,084	132,122	58,242
学務費	2,857,767	3,833,424	3,770,879	3,577,101	4,020,854
幼稚園費	155,909	147,528	149,809	152,091	183,101
幼稚園管理費	132,088	123,936	126,591	128,352	103,547
幼稚園振興費	23,821	23,591	23,218	23,738	17,721
小学校費	6,766,949	6,872,636	7,890,802	7,007,512	7,321,084
小学校管理費	5,902,508	5,984,798	7,021,506	6,152,245	6,447,281
小学校振興費	864,440	887,838	869,295	855,266	873,803
中学校費	3,980,896	3,984,387	4,810,418	4,028,294	4,243,367
中学校管理費	3,221,466	3,213,028	3,992,621	3,184,056	3,412,353
中学校振興費	759,429	771,358	817,796	844,237	831,014
高等学校費	609,113	654,108	776,964	682,807	713,427
高等学校管理費	436,739	477,838	582,009	507,060	536,068
高等学校振興費	172,373	176,269	194,954	175,747	177,359
特別支援学校費	234,813	226,846	259,157	238,275	252,841
特別支援学校管理費	155,796	150,400	182,608	158,825	170,202
特別支援学校振興費	79,016	76,446	76,549	79,450	82,639
高等専門学校費【注1】	68,180	46,816	9,473	7,411	0
高等専門学校管理費	68,180	46,816	9,473	7,411	0
学校保健給食費	6,383,862	6,647,717	6,848,820	6,793,184	6,884,980
学校保健費	1,837,403	1,934,756	1,999,363	2,023,344	2,025,270
学校給食費	4,546,458	4,712,960	4,849,457	4,769,839	4,859,709
生涯学習費	2,641,216	2,388,726	2,614,922	2,642,620	2,665,549
生涯学習総務費	219,987	194,885	170,339	196,452	222,358
生涯学習施設費	1,656,608	1,454,763	1,687,648	1,722,926	1,563,265
図書館費	764,621	739,077	756,934	723,241	879,925
学校整備費【注2】	7,307,048	6,701,624	9,554,911	11,008,450	9,086,808
学校整備費	7,307,048	6,701,624	9,554,911	11,008,450	9,086,808

(幼稚園整備費)	90,462	192,927	249,500	21,664	79,553
(小学校整備費)	2,524,133	4,531,441	5,422,133	8,060,248	6,274,114
(中学校整備費)	4,514,949	1,627,120	1,611,321	2,238,123	2,423,422
(高等学校整備費)	168,239	32,842	2,244,835	621,340	271,216
(特別支援学校整備費)	9,263	317,292	27,121	67,073	4,317

	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算	H28 決算
一般会計歳出合計	837,119,141	841,994,466	882,717,428	880,807,509	913,881,685
教育費	37,608,690	40,518,269	45,337,998	37,464,629	42,331,815
一般会計歳出に占める教育費比率%	4.5	4.8	5.1	4.3	4.6
教育委員会費	1,509,480	1,579,091	1,861,343	1,901,015	3,801,457
総務費	63,326	64,676	66,492	72,853	1,930,768
学務費	1,446,153	1,514,414	1,794,850	1,828,161	1,870,688
幼稚園費	119,595	95,937	89,976	77,226	69,505
幼稚園管理費	100,829	80,691	76,438	63,595	55,655
幼稚園振興費	18,765	15,245	13,537	13,630	13,849
小学校費	7,151,188	7,617,751	7,132,729	7,166,100	6,323,167
小学校管理費	6,279,730	6,752,435	6,263,965	6,305,664	5,361,425
小学校振興費	871,458	865,315	868,763	860,435	961,742
中学校費	4,151,465	4,335,946	4,076,149	4,287,379	3,742,797
中学校管理費	3,274,120	3,454,437	3,184,802	3,399,116	2,842,864
中学校振興費	877,345	881,509	891,347	888,262	899,932
高等学校費	729,977	738,182	758,758	753,548	660,246
高等学校管理費	548,625	557,764	584,819	566,066	480,310
高等学校振興費	181,351	180,418	173,939	187,482	179,935
特別支援学校費	259,636	266,472	246,711	240,616	226,874
特別支援学校管理費	172,027	178,564	164,697	159,775	141,948
特別支援学校振興費	87,609	87,908	82,014	80,841	84,926
高等専門学校費【注1】	0	0	0	0	0
高等専門学校管理費	0	0	0	0	0
学校保健給食費	7,157,463	7,184,783	7,393,953	7,375,843	7,405,427
学校保健費	2,010,634	1,963,572	1,990,031	1,943,327	1,900,360
学校給食費	5,146,829	5,221,211	5,403,921	5,432,515	5,505,066

生涯学習費	2,244,199	2,389,026	2,765,715	2,645,124	3,242,620
生涯学習総務費	176,374	121,262	154,010	122,335	123,625
生涯学習施設費	1,356,583	1,403,243	1,358,888	1,454,405	1,062,796
図書館費	711,241	864,521	1,252,816	1,068,383	2,056,197
学校整備費【注2】	14,285,683	16,311,076	21,012,661	13,017,774	16,859,720
学校整備費	14,285,683	16,311,076	21,012,661	13,017,774	16,859,720

イ 過去5か年度では、一般会計歳出に占める教育費の比率は4%台後半ないし5%台で推移している。

4 札幌市の人口・児童・生徒数の推移

(1) 札幌市の概況・人口

ア 札幌市の概況

(ア) 札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏湖洞爺国立公園に連なる一大山地、北は日本海に接する石狩砂丘地に囲まれた広大な面積を有する都市である。札幌市に隣接する市町村は、後志管内の小樽市、赤井川村、京極町、喜茂別町、胆振管内の伊達市、石狩管内の恵庭市、千歳市、北広島市、石狩市、江別市、当別町の合計7市3町1村である。また、大正11年8月に市制施行以来、市域を9回にわたり拡大し、現在は総面積1,121.26 km²である。市域は、東西が42.30 km、南北が45.40 kmとなっている。

(イ) 札幌市は、10区の行政区により構成される。各区の人口、年齢別割合等は下表のとおりである。

区	面積 H27.10.1 km ²	人口 H28.10.1 人	区別 割合 %	年齢別割合 (H27.10.1)			
				年少人口 15歳未満 %	生産年齢 人口 15~64歳 %	老年人口	
						65歳以上 %	うち75歳以上 %
全市	1121.26	1,958,405	100.0	11.4	63.7	24.9	11.6
中央区	⑦ 46.42	③ 239,820	12.2	⑨ 10.2	① 68.3	⑩ 21.5	⑩ 10.5
北区	③ 63.57	① 286,905	14.6	④ 11.7	⑤ 63.7	⑥ 24.6	⑦ 11.2
東区	⑤ 56.97	② 263,476	13.5	③ 11.8	④ 64.6	⑧ 23.6	⑨ 10.7
白石区	⑨ 34.47	⑥ 210,171	10.7	⑥ 11.3	② 65.7	⑨ 23.0	⑧ 10.7
厚別区	⑩ 24.38	⑨ 126,906	6.5	⑦ 11.0	⑧ 61.0	② 28.0	② 12.7
豊平区	⑧ 46.23	④ 219,660	11.2	⑧ 10.9	③ 65.5	⑦ 23.6	⑤ 11.4
清田区	④ 59.87	⑩ 115,905	5.9	① 13.4	⑦ 61.3	⑤ 25.3	⑥ 11.3
南区	① 657.48	⑧ 140,184	7.2	⑩ 10.1	⑩ 58.0	① 31.9	① 15.5
西区	② 75.10	⑤ 214,169	10.9	⑤ 11.7	⑥ 62.6	④ 25.7	④ 12.1
手稲区	⑥ 56.77	⑦ 141,209	7.2	② 12.4	⑨ 60.2	③ 27.4	③ 12.3

区	人口動態(住民基本台帳)			合計特殊 出生率 平成 26年	一般世帯(H27.10.1)			
	平成27年中				世帯	1世帯当 たり人員 (人)	核家族世 帯の割合 %	単独世帯 の割合 %
	総数	自然増加	社会増加					
	人	人	人					
全市	5,816	▲3,005	8,821	1.16	920,415	2.06	53.7	40.8
中央区	① 3,418	③ ▲58	① 3,476	⑩ 1.03	② 131,819	⑩ 1.75	⑩ 40.0	① 55.5
北区	③ 1,001	⑨ ▲496	③ 1,497	⑥ 1.11	① 133,477	⑥ 2.09	⑥ 52.8	⑤ 41.6
東区	② 1,436	④ ▲146	② 1,582	② 1.25	③ 124,251	⑦ 2.05	⑥ 52.8	④ 41.8
白石区	⑤ 479	① 16	⑥ 463	① 1.31	⑤ 104,464	⑧ 1.96	⑧ 49.2	② 45.8
厚別区	⑨ ▲363	⑧ ▲441	⑧ 78	⑧ 1.08	⑨ 55,498	③ 2.25	③ 64.7	⑧ 30.1
豊平区	④ 951	② ▲7	④ 958	④ 1.18	④ 110,023	⑨ 1.95	⑧ 49.2	③ 45.5
清田区	⑧ ▲326	⑥ ▲356	⑨ 30	⑨ 1.06	⑩ 44,915	① 2.50	① 70.6	⑩ 22.7
南区	⑩ ▲936	⑩ ▲751	⑩ ▲185	⑥ 1.11	⑦ 61,145	④ 2.21	④ 61.6	⑦ 32.2
西区	⑥ 242	⑤ ▲344	⑤ 586	⑤ 1.17	⑥ 97,585	⑤ 2.14	⑤ 57.9	⑥ 36.2
手稲区	⑦ ▲86	⑦ ▲422	⑦ 336	③ 1.19	⑧ 57,238	② 2.39	② 66.4	⑨ 26.5

イ 札幌市の人口総数と構成の推移

(ア) 札幌市は、戦後一貫して人口が増加し、その規模は縮小しつつも現在もなお年間 5 千人規模の増加が続いている。自然動態（出生数-死亡数）では、平成 21 年に自然減となって以降、減少規模の拡大が続いている。また、社会動態（転入数-転出数）では、転入超過が続いているが、その規模は社会経済情勢等の影響を受けている。これらの動態傾向から、札幌市の将来人口は、平成 72 年には 143 万人にまで減少すると予測されている。

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（平成 25 年度～平成 34 年度）において人口減少の緩和の方向性を示し、その具現化である「さっぽろ未来創生プラン」（平成 28 年 1 月策定）において今後 5 か年の基本目標、施策等を定め、例えば平成 42 年までに合計特殊出生率¹⁵を 1.5 までに上昇させることを目指し、平成 36 年の 20 歳代の道外転出超過数を 0 とし道外への転出と道外からの転入を均衡させることを目指し、それぞれの数値目標を掲げている。

(イ) 札幌市の人口総数といわゆる「年齢 3 区分」人口及び構成費の各推移は、下表のとおりである。年少人口（0～14 歳）は昭和 58 年次、生産年齢人口は平成 19 年次を各ピークとして以後漸減している一方、高齢人口は、一貫して増加している。

年次	人口総数	増加数	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
			0～14 歳	構成比 (%)	15～64 歳	構成比 (%)	65 歳～	構成比 (%)
			昭和 20 年	220, 139	15, 149	…	…	…
25 年	313, 850	35, 199	104, 493	33. 29	197, 634	62. 97	11, 712	3. 73
26 年	324, 466	11, 971	109, 307	33. 69	204, 182	62. 93	10, 977	3. 38
27 年	334, 462	11, 448	112, 664	33. 69	210, 480	62. 93	11, 318	3. 38
28 年	367, 248	27, 853	…	…	…	…	…	…
29 年	384, 019	12, 795	…	…	…	…	…	…
30 年	426, 620	9, 475	133, 118	31. 20	277, 331	65. 01	16, 155	3. 79

¹⁵ 合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率の合計をいい、次の 2 つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
①「期間」合計特殊出生率（ある期間（1 年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49 歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。）
②「コーホート」合計特殊出生率（ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49 歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の出生率」である。）

31年	444,582	16,274
32年	462,908	9,658
33年	478,389	12,812
34年	497,133	13,123
35年	523,839	17,305	141,862	27.08	362,029	69.11	19,948	3.81
36年	620,987	21,415
37年	656,173	26,218
38年	705,037	57,833
39年	750,315	43,232
40年	794,908	39,224	186,405	23.45	577,165	72.61	31,338	3.94
41年	830,153	30,936
42年	898,025	35,776
43年	935,902	47,859
44年	973,832	40,437
45年	1,010,123	36,162	229,896	22.76	733,972	72.66	46,255	4.58
46年	1,051,928	43,475
47年	1,099,102	48,893
48年	1,152,377	51,195
49年	1,201,498	43,836	280,515	23.35	837,776	69.73	59,933	4.99
50年	1,240,613	36,449	291,181	23.47	883,429	71.21	65,274	5.26
51年	1,275,548	35,802	299,804	23.50	883,448	69.26	68,293	5.35
52年	1,305,692	30,244	306,702	23.49	903,791	69.22	72,191	5.53
53年	1,333,713	29,729	312,620	23.44	922,590	69.17	76,490	5.74
54年	1,367,124	36,993	318,216	23.28	946,765	69.25	81,125	5.93
55年	1,401,757	33,994	323,473	23.08	989,049	70.56	87,440	6.24
56年	1,432,394	30,810	328,379	22.93	994,551	69.43	90,406	6.31
57年	1,463,076	32,083	329,000	22.49	1,020,701	69.76	95,280	6.51
58年	1,493,367	30,868	330,166	22.11	1,045,794	70.03	100,272	6.71
59年	1,519,764	26,788	329,878	21.71	1,068,625	70.32	105,089	6.91
60年	1,542,979	23,716	329,087	21.33	1,098,074	71.17	115,081	7.46
61年	1,566,871	25,082	325,299	20.76	1,109,963	70.84	117,250	7.48
62年	1,593,205	26,550	321,302	20.17	1,133,839	71.17	124,561	7.82
63年	1,618,861	26,728	316,078	19.52	1,158,741	71.58	131,387	8.12
平成元年	1,645,095	26,753	309,939	18.84	1,183,977	71.97	139,380	8.47

2年	1,671,742	27,520	303,690	18.17	1,209,426	72.35	152,053	9.10
3年	1,694,988	23,146	297,989	17.58	1,230,494	72.60	156,627	9.24
4年	1,714,488	19,055	292,507	17.06	1,247,111	72.74	166,060	9.69
5年	1,728,466	15,113	285,426	16.51	1,259,341	72.86	175,957	10.18
6年	1,740,534	13,666	279,400	16.05	1,267,971	72.85	186,489	10.71
7年	1,757,025	18,177	273,276	15.55	1,275,976	72.62	202,897	11.55
8年	1,774,540	17,169	269,789	15.20	1,289,549	72.67	209,439	11.80
9年	1,791,221	15,909	265,683	14.83	1,298,467	72.49	221,169	12.35
10年	1,803,546	10,080	260,065	14.42	1,302,741	72.23	233,108	12.92
11年	1,812,029	8,900	254,567	14.05	1,304,822	72.01	244,869	13.51
12年	1,822,368	9,754	248,405	13.63	1,286,323	70.59	262,751	14.42
13年	1,834,684	11,635	245,929	13.40	1,309,574	71.38	270,118	14.72
14年	1,848,276	13,049	243,119	13.15	1,312,415	71.01	282,591	15.29
15年	1,862,361	12,245	240,481	12.91	1,315,432	70.63	295,212	15.85
16年	1,872,703	8,748	238,013	12.71	1,316,716	70.31	305,650	16.32
17年	1,880,863	7,076	234,086	12.45	1,318,478	70.10	325,401	17.30
18年	1,889,460	7,975	233,266	12.35	1,310,104	69.34	331,908	17.57
19年	1,895,901	5,153	230,763	12.17	1,304,031	68.78	346,141	18.26
20年	1,900,815	3,782	229,655	12.08	1,295,426	68.15	359,983	18.94
21年	1,907,404	6,113	228,099	11.96	1,289,138	67.59	373,632	19.59
22年	1,913,545	4,893	224,212	11.72	1,292,313	67.54	391,796	20.47
23年	1,922,729	8,787	226,334	11.77	1,283,528	66.76	394,753	20.53
24年	1,930,207	16,686	226,147	11.72	1,281,401	66.39	413,521	21.42
25年	1,938,331	7,762	225,583	11.64	1,269,204	65.48	433,695	22.37
26年	1,945,504	5,520	225,295	11.58	1,253,608	64.44	456,038	23.44
27年	1,952,356	5,816	221,013	11.32	1,235,516	63.28	483,534	24.77
28年	1,958,405	5,662	224,733	11.48	1,229,882	62.80	492,512	25.15

(ウ) なお、全国 20 指定都市及び東京都区部と比較すると、人口は第 5 位であるが、年少人口率は第 18 位、生産年齢人口率は第 7 位、老年人口率は第 9 位であり（いずれも平成 27 年 10 月現在）、合計特殊出生率（平成 26 年）では最下位という状況にある。

(2) 札幌市の児童・生徒数の推移

ア 札幌市の児童・生徒数の推移は、下表のとおりである。

年次	小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		高等専門学校		特別支援学校	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
昭和 20年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25年	20	35,335	18	16,954	18	13,641	—	—	—	—	3	143
26年	29	40,111	21	17,244	18	15,300	—	—	—	—	3	209
27年	32	41,428	21	17,478	17	16,388	—	—	—	—	3	246
28年	33	43,908	20	18,538	17	17,857	—	—	—	—	3	335
29年	34	46,932	22	20,908	17	18,530	—	—	—	—	3	381
30年	51	55,598	29	25,088	19	19,535	—	—	—	—	3	424
31年	53	58,858	29	27,301	19	20,594	—	—	—	—	3	492
32年	53	61,540	30	26,936	18	21,996	—	—	—	—	3	564
33年	54	64,004	30	26,326	20	23,801	—	—	—	—	4	679
34年	57	64,157	31	27,171	19	24,941	—	—	—	—	4	766
35年	57	61,905	32	30,893	19	25,428	—	—	—	—	4	799
36年	75	67,927	46	40,353	25	29,254	—	—	—	—	5	903
37年	75	64,705	49	44,279	27	31,526	—	—	—	—	6	1,057
38年	77	63,603	50	44,303	29	36,343	—	—	—	—	6	1,026
39年	78	64,509	50	43,089	32	42,533	—	—	—	—	7	1,256
40年	80	65,375	50	39,964	32	46,438	—	—	—	—	7	1,339
41年	84	67,098	50	38,080	33	46,469	—	—	—	—	7	1,347
42年	93	71,840	53	38,058	34	44,932	—	—	—	—	7	1,404
43年	97	74,825	55	36,989	34	42,442	—	—	—	—	7	1,405
44年	103	78,810	52	36,578	34	40,818	—	—	—	—	7	1,439
45年	105	82,907	51	36,923	34	40,060	—	—	—	—	7	1,407
46年	107	87,381	52	38,062	34	39,824	—	—	—	—	7	1,290
47年	109	91,856	53	40,053	35	39,519	—	—	—	—	7	1,265
48年	115	95,887	55	42,109	36	39,613	—	—	—	—	7	1,268
49年	122	101,339	57	43,805	37	40,565	—	—	—	—	7	1,297
50年	130	106,597	58	45,597	39	42,661	—	—	—	—	7	1,223
51年	136	111,022	60	47,577	39	44,184	—	—	—	—	7	1,180

52年	143	115,910	63	49,729	41	45,458	—	—	—	—	8	1,128
53年	151	120,869	64	51,634	42	45,995	—	—	—	—	8	1,166
54年	154	127,902	67	52,365	43	47,497	—	—	—	—	10	1,380
55年	161	132,463	69	55,300	44	49,963	—	—	—	—	10	1,418
56年	165	136,774	71	58,489	44	52,607	—	—	—	—	10	1,399
57年	171	139,796	73	62,227	44	53,301	—	—	—	—	10	1,401
58年	174	140,794	77	64,139	49	55,043	—	—	—	—	12	1,404
59年	178	140,409	79	66,207	50	57,208	—	—	—	—	12	1,407
60年	182	138,600	81	69,667	50	60,689	—	—	—	—	12	1,376
61年	185	136,150	87	72,186	51	62,596	—	—	—	—	12	1,371
62年	188	132,700	91	73,970	52	65,015	—	—	—	—	12	1,350
63年	192	129,497	94	73,557	53	68,183	—	—	—	—	12	1,304
平成 元年	195	127,917	97	72,154	54	70,714	—	—	—	—	12	1,261
2年	198	126,236	98	70,261	54	72,370	—	—	—	—	13	1,253
3年	200	124,162	100	69,058	54	71,888	—	—	1	80	13	1,159
4年	202	121,835	102	68,155	54	70,520	—	—	1	160	11	1,134
5年	206	119,792	102	66,527	54	68,910	—	—	1	239	12	1,193
6年	209	117,761	104	64,333	54	67,763	—	—	1	316	12	1,228
7年	211	114,820	105	63,379	55	66,583	—	—	1	388	11	1,190
8年	212	111,165	105	63,272	56	64,802	—	—	1	415	11	1,168
9年	213	107,914	105	63,252	55	61,640	—	—	1	438	10	1,134
10年	213	105,367	106	61,781	55	60,429	—	—	1	442	11	1,216
11年	213	102,945	107	59,824	55	59,925	—	—	1	433	11	1,258
12年	213	100,384	108	58,069	55	59,739	—	—	1	446	12	1,308
13年	213	99,170	108	56,443	55	57,972	—	—	1	442	12	1,286
14年	213	98,303	107	54,271	55	56,157	—	—	1	440	12	1,301
15年	213	97,714	107	52,649	55	54,624	—	—	1	441	12	1,294
16年	210	96,813	107	51,610	55	53,693	—	—	1	452	13	1,333
17年	211	96,167	108	51,084	55	51,728	—	—	1	367	13	1,316
18年	211	95,612	108	50,230	55	49,999	—	—	1	283	13	1,349
19年	211	94,141	108	50,027	55	48,823	—	—	1	198	13	1,407
20年	211	93,530	108	49,440	56	48,555	—	—	1	106	13	1,443
21年	211	92,828	108	49,529	56	47,988	—	—	1	22	14	1,507

22年	211	92,128	108	48,632	55	48,033	—	—	1	10	14	1,592
23年	208	90,955	107	48,522	55	47,329	—	—	—	—	14	1,553
24年	206	90,335	107	47,902	55	47,283	—	—	—	—	14	1,614
25年	206	90,276	107	47,259	54	46,423	—	—	—	—	14	1,662
26年	206	89,939	108	46,954	54	46,418	—	—	—	—	15	1,679
27年	206	89,770	108	46,814	53	45,616	1	319	—	—	15	1,746
28年	205	89,616	108	46,721	53	44,774	1	640	—	—	17	1,825

イ 児童・生徒数は、戦後一貫して増加してきたが、小学校児童においては昭和 58 年度、中学校生徒においては昭和 62 年次、高等学校生徒においては平成 2 年次をピークとして、以後漸減している。平成 28 年次の児童生徒数は、昭和 40 年代後半ないし同 50 年台初頭の水準に低下している。

5 平成 28 年度に発生した教育委員会・市立学校に関する重大事象

(1) ALT 委託事業 (NOVA) に関する契約解除・損害賠償と学校現場の混乱

ア 概要

外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るため、市立小・中・高等学校等に外国語指導助手 (ALT) を配置する事業については、一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) が文科省等と協力して実施する、語学指導等を行う外国青年招致事業 (The Japan Exchange and Teaching Programme, 略称 JET プログラム) によって札幌市が任用する外国青年 (JET 参加者) を ALT とするものと外部事業者に委託するものがある (いわゆる Non-JET)。

平成 28 年度の札幌市立小中学校における ALT 業務 (Non-JET、65 名分) は、一般競争入札手続 (政府調達適用) に基づき、2 者 (NOVA ホールディングス、インタラック) が入札に参加したが、インタラック社の入札価格が入札予定価格を超過したために失格となり、NOVA ホールディングスが平成 28 年 3 月 31 日業務委託契約締結に至った。

しかしながら、NOVA ホールディングスは、ALT 業務従事者として名簿提出した 65 名のうち半数以上の予定者について、札幌市教育委員会が求める資格等確認書類の提出ができなかった。NOVA ホールディングスは、受託業務開始日である同年 5 月 2 日の直前である同年 4 月 28 日に至って業務開始は困難と札幌市教育委員会

に対し正式通知し、同日をもって業務委託契約は解除となった。なお、NOVA ホールディングスは、業務委託契約の定めに基づき、札幌市に対し、契約額の 1/10 に相当する金 22,961,664 円の損害賠償を行った。

イ 学校現場における混乱

NOVA ホールディングスとの業務委託契約の解除に伴い、札幌市教育委員会は、小学校と中学校の ALT 業務を分割した上、5 月 11 日に再入札手続を実施した。その結果、小学校・中学校とも、前記インタラック社が落札し、同社による ALT 業務が同年 7 月 1 日から開始された。この 2 か月間、Non-JET による ALT 65 名分（延べ 273 校）の外国語授業に支障と混乱が生じた。

(2) いわゆる石綿問題とその転帰

ア 概要

平成 28 年 10 月 12 日札幌市手稲区の新発寒地区センターにおいて暖房用ボイラーの煙突点検口に石綿を含有する可能性のある落下物が確認された。これを端緒に市有施設全体につき緊急点検が実施されたところ、札幌市環境局による第 1 回公表日である同月 26 日までに 29 施設に断熱材等の剥離物が発見され、最終公表日の平成 29 年 2 月 2 日までには、断熱材等の剥離があり石綿の含有が確認された施設が 43 施設あることが判明するに至った。

学校関係では、平成 28 年 10 月 26 日現在で 5 校の給食調理用ボイラー煙突内において剥離物が確認されたため、教育委員会は 5 校についてボイラー運転を停止し、翌日からの通常給食の提供中止を決定（合計 10 校）、翌 27 日には更に 5 校、翌々日 28 日にも 5 校で同様の事態が確認された。これにより、給食停止の影響を受けた学校は合計 30 校、児童生徒 12,867 人に上った。

教育委員会は、同年 11 月 4 日からホームページ上で学校給食の情報提供を開始し（なお、該当校については給食中止・再開に関する情報は都度保護者に文書で通知）、落下物に石綿の含有がなかった 2 校（親）と同校から給食提供を受けている 2 校（子）につき給食が再開され、以後、調理校の組替え等により順次通常給食が再開され、同年 11 月 24 日までに給食中止となっていた 30 校全校につき通常給食が再開されるに至った。

この問題の発生から収束の過程において、教育委員会が過去に文科省から調査依頼があった学校施設の煙突断熱材の調査に関し、実際には調査を実施していないにもかかわらず、不適正な回答を行っていた事実が判明した。

すなわち、北海道教育委員会は、平成 26 年 8 月 1 日札幌市教育委員会を含む全道市町村教育委員会に対し、大気汚染防止法（大防法）や石綿障害予防規則（石綿則）の改正を受けて文科省から依頼された、学校施設についての室内等露出保温材等の使用状況及び煙突用断熱材の使用状況に関する調査（特定調査¹⁶）を依頼した¹⁷。この調査では、室内等露出保温材等の劣化・損傷等の状況は目視調査で足りるとされているが、煙突用断熱材については専門家又は専門業者等に依頼して実施するものとされていた。

これに対し、札幌市教育委員会は、同年 9 月 16 日前記特定調査のうち煙突断熱材については専門家又は専門業者等に依頼して実施することなく、平成 18 年に独自に実施したボイラー煙突煙導状況調査¹⁸の結果をもとに、その後の修繕記録等上修繕等が実施された学校については問題なしとし、修繕等の要望がなかった学校については、劣化等はないものとして、北海道教育委員会に回答した。なお、札幌市教育委員会は、平成 27 年度の骨格予算の編成に際し石綿調査費として 129,176 千円の要求をするもゼロ査定となった後は、復活要求も行わず、また、年度末において肉付予算の要求も行わなかった。また平成 27 年度の既往予算の流用による調査も実施しなかった。

その後、北海道教育委員会は、平成 27 年 12 月 1 日札幌市教育委員会を含む全道市町村教育委員会に対し、学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）における措置状況等を照会した¹⁹。これに対し、札幌市教育委員会は、「専門業者が点検を実施 H18 年」と記載して回答した。なお、札幌市教育委員会は、平成 28 年度予算編成に際し、全体調査のみならず特定調査に係る費用の要求を見送った。

北海道教育委員会は、平成 28 年 8 月 9 日札幌市教育委員会を含む全道市町村教育委員会に対し、文科省からの依頼を受けて、平成 26 年調査と同様の調査依頼を行った²⁰。これに対し、札幌市教育委員会は、同年 9 月 28 日平成 26 年調査の際の

¹⁶ 教室、廊下、階段等、児童生徒や教職員が通常立ち入る場所に露出して使用されている石綿含有保温材・耐火被覆材と煙突用断熱材の劣化・損傷を調査するものをいう。これに対し、全体調査とは、特定調査箇所のほか、専門作業員のみが立ち入る機械室、床下ピット、共同溝内等をも対象にする調査をいう。

¹⁷ 平成 26 年 8 月 1 日付け各市町村教育委員会教育長宛て北海道教育委員会通知「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について（依頼）」

¹⁸ この煙突煙導状況調査は、平成 18 年 12 月に建設会社等に委託して、ボイラー煙突内の耐火ライニング材が剥離して煙導が塞がれることによりボイラー運転に支障が来たさないかを調査したものであり（144 校）、今次の石綿含有保温材等の使用状況調査とは、そもそも趣旨目的等が異なるものだった。

¹⁹ 平成 27 年 12 月 1 日付け各市町村教育委員会教育長宛て北海道教育委員会通知「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）における措置状況等の確認について（通知）」。北海道教育委員会独自の調査である。

²⁰ 平成 28 年 8 月 9 日付け各市町村教育委員会教育長宛て北海道教育委員会通知「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について（依頼）」

回答を時点修正（改築・改修等により状態に変化があった校数を修正等）し、保温材、耐火被覆材及び煙突用断熱材について石綿飛散のおそれなしとして回答した。なお、その直後に本問題が発生したため、札幌市教育委員会は北海道教育委員会に対し、回答を「保留」とし、後に「未完了」とした。

イ 転帰

本問題は、札幌市教育委員会が所管する施設にのみ発生したものではなかったが、過去に行われた文科省調査に対する度重なる不適正な回答を阻止できず、また適切な予算要求や執行を行い得なかった札幌市教育委員会の問題点が特に厳しく批判された。本問題については、札幌市は、市の対応等を第三者的に検証するために、平成 28 年 12 月 20 日札幌市石綿問題調査検証委員会を発足させ（以下「検証委員会」）、翌平成 29 年 2 月 20 日に報告書の提出を受けている（以下「検証委員会報告」）。

検証委員会は、文科省調査に対する不適正回答に関連しては、札幌市教育委員会の組織内コミュニケーション不足、管理職のマネジメント不足を指摘している²¹。また、問題発生後の対処については、通常給食中止の対象校に通学する児童生徒の保護者に対する通知が前日になったことはやむを得ないものとしても、給食費の返還額や返還方法等については平成 29 年 1 月 16 日に至って初めて対象校に通知し、順次保護者に通知されることとなったことには改善すべき点があること、給食業務の継続という観点からは現実的に困難な課題はあるものの事前にシミュレーション可能な事態については対処方針等を定めておくべきことが指摘されている。

本問題は、なお多数の市立学校施設において石綿が含有する設備（煙突断熱材）が存するという事実をも再確認させることとなった。市立学校全 324 校中、91 校の給食施設又は体育館施設（あるいは両者兼用）もしくは校舎の煙突断熱材として石綿が使用され（煙突本数は延べ 101 本）、うち 8 本については劣化なし（正常）と公表されているが、その余の 93 本は劣化が認められている（平成 29 年 2 月 2 日現在）。石綿の大気中濃度は、屋上・地上とも健康への影響を懸念すべき水準ではないと報告されているものの、改修の必要性があることについては疑義がない。学校施設の改築・改修に関しては別論するが、一地区センターにおける落下物発見という、それ自体は小さな偶然事によって今次の大規模調査を余儀な

²¹ 本委員会は、平成 28 年 12 月 20 日を第 1 回とし、報告書を決定した平成 29 年 2 月 20 日まで全 7 回の委員会を開催し、財政局、市民文化局、環境局および教育委員会からのヒアリング、施設調査等を行った。本包括外部監査報告における「概要」は、本検証委員会報告の記載に依拠している。

くされたことが積極方向に活用され、児童生徒や地域住民の健康を十分に考慮した早期かつ計画的な改修措置が強く望まれる。

なお、札幌市は、平成 29 年 3 月 21 日文科省による平成 26 年度調査及び平成 28 年度調査の各回答や特定調査の早期実施の必要性に関する引継ぎ等に関係した職員 8 名を懲戒処分等とし、これを公表した。